

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定案）

〈H24.12.18版〉

平成25年3月

福島県

はじめに

平成25年 月

福島県知事 佐藤 雄平

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画改定の背景 | 1 |
| 1 世界の動き | 1 |
| 2 日本の動き | 1 |
| 3 福島県の取組み | 3 |
| 4 社会・経済環境の変化 | 5 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 9 |
| 1 男女共同参画社会形成の必要性 | 9 |
| 2 基本理念 | 9 |
| 3 計画推進の視点 | 9 |
| 4 計画の基本目標 | 10 |
| 5 計画における重点的な取組みと代表指標 | 10 |
| 6 計画の性格 | 10 |
| 7 計画の位置付け | 10 |
| 8 計画の期間 | 10 |
| 第3章 計画の体系 | 11 |
| 第4章 計画の内容 | 13 |
| 基本目標 I 防災・復興における男女共同参画の推進 | 14 |
| (1) 復興に向けての男女共同参画の推進 | 14 |
| (2) 防災における女性の参画の推進 | 16 |
| 基本目標 II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 | 18 |
| 1 男女共同参画意識の普及・啓発 | 18 |
| (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 | 18 |
| (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進 | 20 |
| (3) メディアにおける人権尊重の推進 | 22 |
| 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大 | 24 |
| (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進 | 24 |
| (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大 | 26 |
| (3) 家庭・地域における学習機会の充実 | 28 |
| 3 多文化共生社会における男女共同参画の推進 | 30 |
| (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進 | 30 |
| (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり | 32 |
| 基本目標 III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 | 34 |
| (1) 多様で柔軟な就業環境の整備 | 34 |
| (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大 | 36 |
| (3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進 | 38 |
| (4) 男性にとっての男女共同参画の推進 | 40 |

| | |
|--|----|
| 基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進 | 42 |
| 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上 | 42 |
| (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 | 42 |
| (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援 | 44 |
| (3) 女性の経済的自立の促進 | 46 |
| 2 意思決定過程における女性の参画の促進 | 48 |
| (1) 公的分野における女性の参画の促進 | 48 |
| (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進 | 50 |
| 基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 | 52 |
| 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | 52 |
| (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進 | 52 |
| (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策 | 54 |
| 2 生涯を通じた男女の健康支援 | 56 |
| (1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライフ） の増進 | 56 |
| (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進 | 58 |
| 第5章 計画の推進 | 60 |
| 1 計画の推進 | 60 |
| 2 推進体制 | 60 |
| 3 進行管理 | 60 |
| (用語集) | 61 |

第1章 計画改定の背景

1 世界の動き

1946年（昭和21年）、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

1975年（昭和50年）、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間（1976～1985）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。

この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年（昭和60年）に批准しました。

2009年（平成21年）までに、日本は締約国として、女子差別撤廃条約の実施状況を国連の女子差別撤廃委員会に6回報告しています。

1985年（昭和60年）の「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年（平成12年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。

2012年3月（平成24年）第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組みを促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

2 日本の動き

日本政府は、1975年（昭和50年）に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年（昭和55年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を1985年（昭和60年）に批准しました。

整備された主な法制度

○1976年 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）

- 1980年 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984年 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985年 男女雇用機会均等法制定

1987年（昭和62年）には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1996年（平成8年）、政府は国的新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取組むべきものとされた課題に対応するものです。

1999年（平成11年）、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年（平成13年）、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定されました。2004年（平成16年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年（平成19年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

2003年（平成15年）、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年（平成32年）までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、同年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定しました。

2007年（平成19年）、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正されています。

2008年（平成20年）、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みを推進することとしました。

2010年（平成22年）、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- 1989年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年 育児休業法の成立
- 1995年 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等）
- 2006年 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等）
- 2007年 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等）
パートタイム労働法の改正
- 2008年 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
- 2009年 育児・介護休業法の改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）

3 福島県の取組み

県では、世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年）に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年（昭和58年）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1988年（昭和63年）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受け、県計画の見直しを行い、1991年（平成3年）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

1994年（平成6年）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

2001年（平成13年）1月には本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年（平成13年）3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年（平成14年）、県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。

また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」と略。）を制定しました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。

2005年（平成17年）には、「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成14年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。

また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。

2008年（平成20年）には、2003年（平成15年）に県において導入したF・F（フラット・フレキシブル）型行政組織の一層の深化と分かりやすく親しみやすい県政の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生課を設置しました。

2009年（平成21年）には、2005年（平成17年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒しして本プランを改定しています。

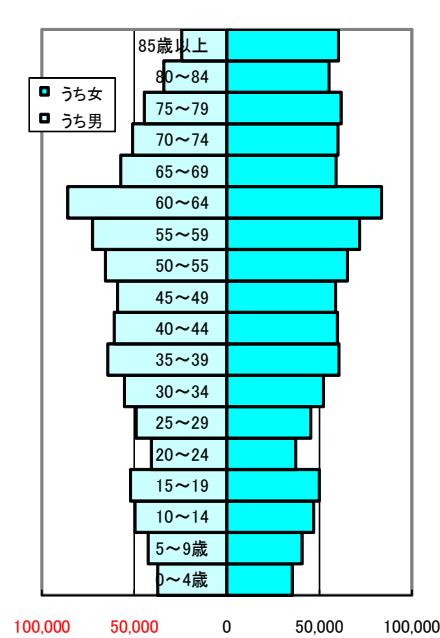
2012年（平成24年）には、2009年（平成21年）に改定した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から防災・復興における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しています。

また、同年、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課を設置しました。

4 社会・経済環境の変化

① 高齢化率・合計特殊出生率の推移

<人口ピラミッド (24.10.1) > <年齢 (5歳階級) 別人口 (24.10.1) >



| 単位:人 | 総数 | うち男 | うち女 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 総数 | 1,962,333 | 954,239 | 1,050,617 |
| 年少人口 | | | |
| 0~4歳 | 72,817 | 37,444 | 35,373 |
| 5~9歳 | 83,036 | 42,442 | 40,594 |
| 10~14歳 | 96,538 | 49,585 | 46,953 |
| 生産年齢人口 | | | |
| 15~19 | 101,938 | 52,054 | 49,884 |
| 20~24 | 78,059 | 40,857 | 37,202 |
| 25~29 | 94,488 | 49,096 | 45,392 |
| 30~34 | 107,566 | 55,347 | 52,219 |
| 35~39 | 124,845 | 64,281 | 60,564 |
| 40~44 | 120,709 | 60,936 | 59,773 |
| 45~49 | 117,770 | 59,013 | 58,757 |
| 50~54 | 130,848 | 65,657 | 65,191 |
| 55~59 | 144,392 | 72,629 | 71,763 |
| 60~64 | 169,579 | 85,962 | 83,617 |
| 老年人口 | | | |
| 65~69 | 116,442 | 57,383 | 59,059 |
| 70~74 | 110,974 | 50,969 | 60,005 |
| 75~79 | 106,317 | 44,604 | 61,713 |
| 80~84 | 89,265 | 34,111 | 55,154 |
| 85歳~ | 84,664 | 24,363 | 60,301 |

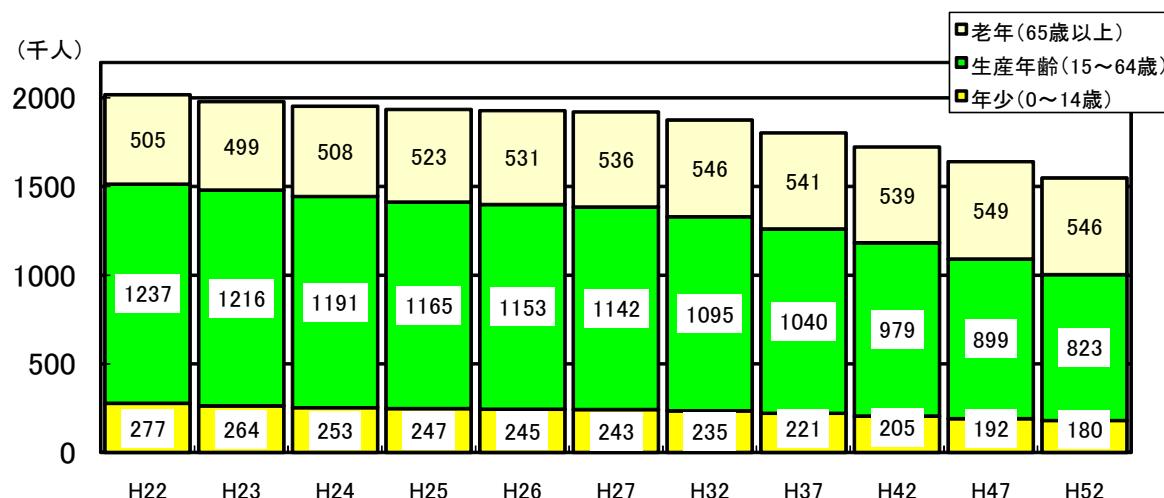
100,000 50,000 0 50,000 100,000

<年齢階層別人口の推計>

本県の人口は、緩やかな人口減少（シナリオA）、急激な人口減少（シナリオB）の二つのシナリオの間で推移するものと想定されます。

[シナリオA] 以下の条件を前提としたシナリオです。

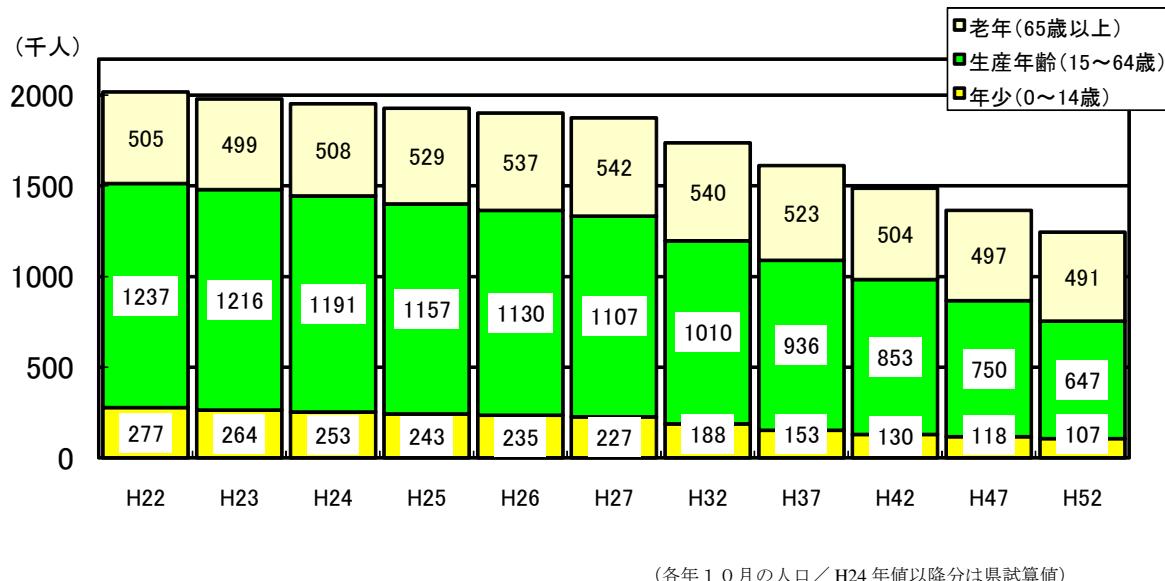
- ①平成25（2013）年4月以降、原子力災害を原因とする人口流出は抑制される。
- ②平成23（2011）年3月～平成25年（2013）年3月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25（2013）年4月以降、全員県内に戻ってくる。
- ③平成25（2013）年4月以降、就職などを原因とする人口流出（転出超過数）は、様々な産業振興策などの効果により半減する。
- ④平成25（2013）年4月以降、出生数は緩やかな減少傾向となる。



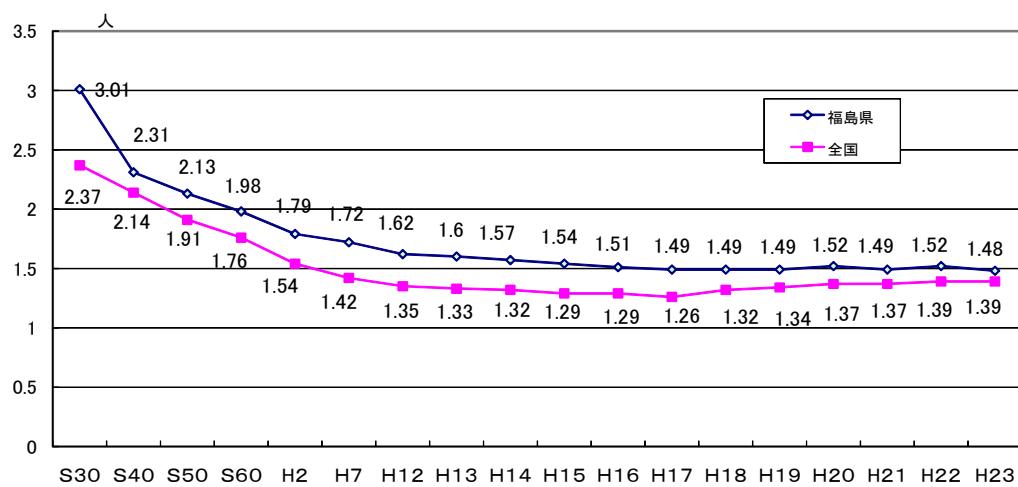
(各年10月の人口／H24年値以降分は県試算値)

[シナリオB] 以下の条件を前提としたシナリオです。

- ①今後も長期間、原子力災害を原因とする人口流出が継続する。
 - ②平成23(2011)年3月～平成25(2013)年3月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25(2013)年4月以降、一人も県内に戻ってこない。また、県内に住民票を残したまま県外避難をした被災者は、全員県外に住民票を移転させる。
 - ③就職などを原因とする人口流出（転出超過数）は、従前どおり※。
- ※平成17(2005)年度～平成21(2009)年度の平均
- ④平成25(2013)年4月以降、出生数は減少傾向となる。



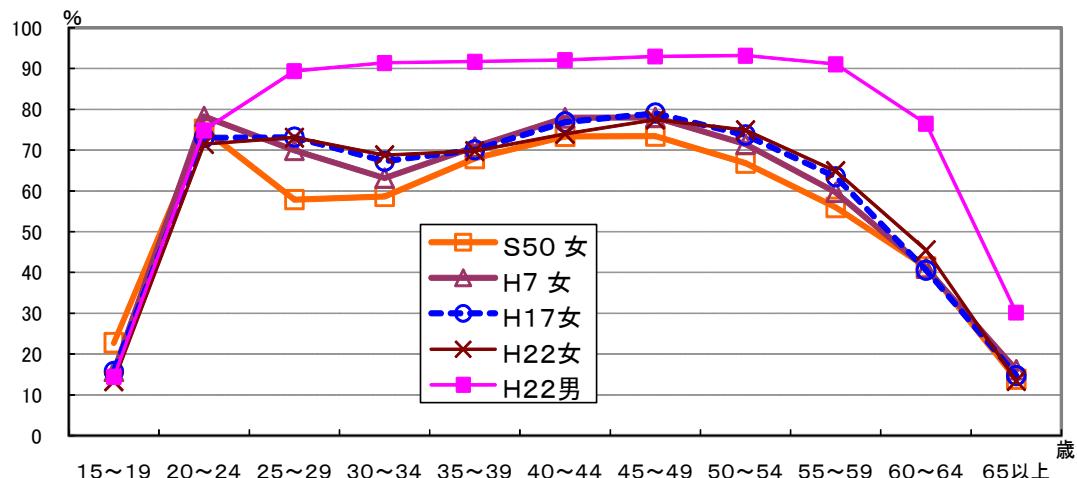
<合計特殊出生率※>



資料：人口動態統計の概況（H13まで）人口動態統計月報年計（概数）の概況（H23） 厚生労働省 より作成

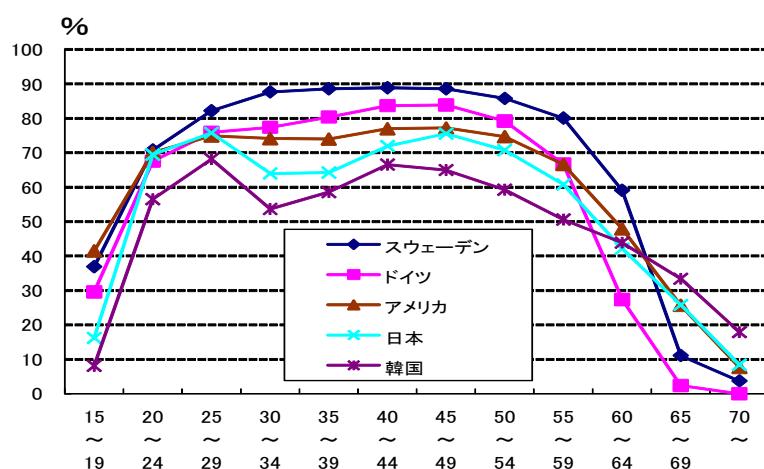
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

② 女性労働率の推移
<年齢別労働率（福島県）>



資料：国勢調査報告

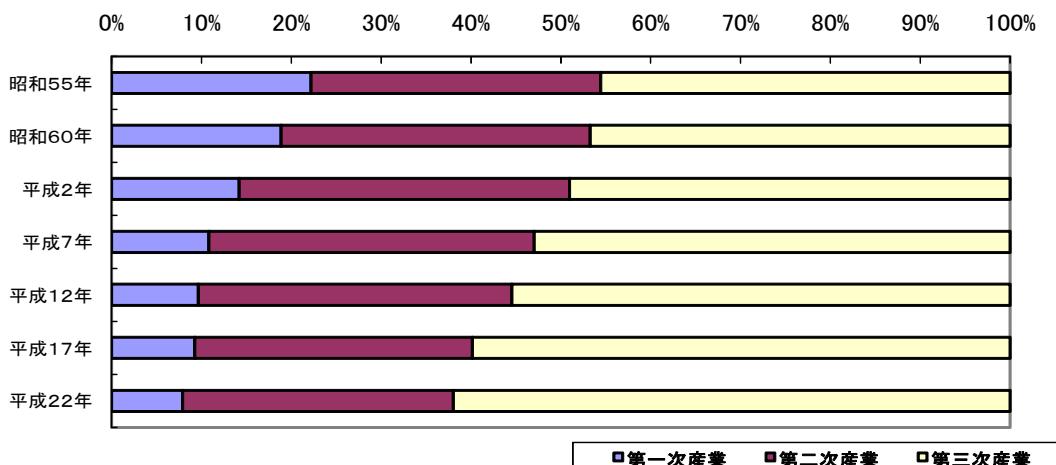
<諸外国の女性の年齢階級別労働率>



備考：

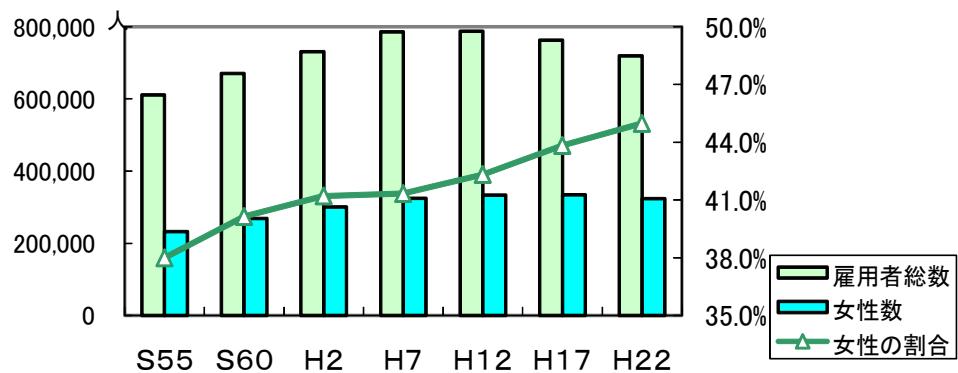
- 1 労働率・・・15歳以上に占める労働人口（就業者+完全失業者）
- 2 アメリカの「15~19歳」は16~19歳。スウェーデンの「70~」は70~74歳
- 3 ILO「LABORSTA」より作成
- 4 韓国は平成19年(2007年)、その他の国は平成20年(2008年)時点の数値

③ 雇用・経済情勢の推移
<産業別女性の割合（福島県）>



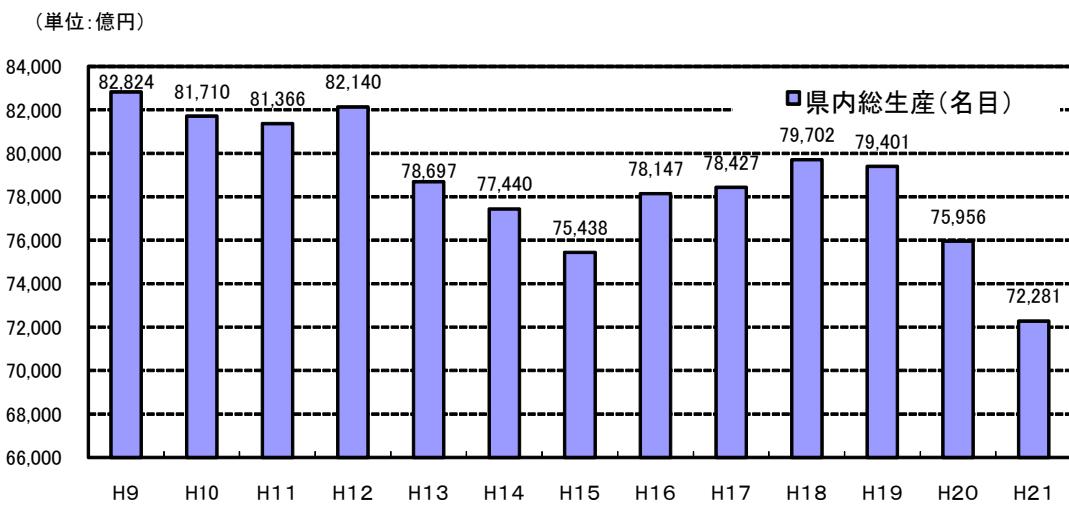
資料：国勢調査報告

<雇用者数の推移（福島県）>



資料：国勢調査報告

<県内総生産（名目）の推移（福島県）>



資料：平成21（2009）年度 福島県民経済計算の概要（福島県企画調整部統計分析課）

第2章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会形成の必要性

1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取組みがなされています。

我が国においても、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向けて、「男女共同参画社会基本法」の制定など男女平等に関する法制度の整備が進んでいます。

しかし、社会慣行や制度、そして人々の意識の中には、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方方が根強く残っており、眞の平等実現の妨げとなっています。また、女性にはパート労働が多く、非常に不安定な状態であったり、男女の賃金格差や妊娠・出産による不利益な扱いが雇用の場において依然として見受けられるとともに、女性の管理職、議会議員などが非常に少なく、女性の参画が遅れており、その能力が十分に発揮されているとは言えません。一方、男性優位の意識や経済力の格差は、女性の自立や資産形成を妨げるとともに、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壤となっていることが指摘されています。加えて、本県の自殺者は中高年の男性に特に多く、経済生活問題を原因・動機とするものが増加傾向にあり、これは男性が経済的な責任を負いながら、厳しい経済社会情勢の中で、失職や収入減少などの困難に直面したり、長時間労働などにより心の健康のバランスを崩すケースが多いものと考えられます。

このように、性別役割分担意識にとらわれた考え方や行動は女性への人権侵害につながるだけでなく、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化、少子高齢化と家族形態の変化等、わが国の社会経済環境は急激に変化しており、この変動を乗り切るためにも、男女が性別にかかわりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会・・・男女共同参画社会の実現が求められています。

2 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ☆ すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- ☆ 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ☆ 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会
- ☆ 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ☆ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、世界の人びとと連帶して共生できる社会

3 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の3つの視点で計画を推進します。

- ☆ 人権の尊重と男女平等の実現
- ☆ ジェンダーの視点と多様な意見の反映
- ☆ 女性の能力発揮と環境整備

4 計画の基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、次の5つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています

- I 防災・復興における男女共同参画の推進
- II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- III 仕事と生活の調和^{*}を図るための環境の整備
- IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

5 計画における重点的な取組みと代表指標

計画の推進にあたって重点的に取り組んでいく項目及びその進捗状況を測るための代表的な指標を以下のとおりとしています。

① 家庭・地域における男女共同参画の実践拡大

男女共同参画についての認知度は着実に増加していますが、県民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、家庭や地域に多く存在する「習慣・しきたり」において男女の平等感が引き続き低いことが明らかになったことから、家庭や地域における男女共同参画の広がりや実践の拡大を目指します。

【代表指標】

市町村における男女共同参画計画の策定率

現状値 H24

目標(期待)値 H32

→

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}の促進

女性が出産・育児などにより就業継続が困難な場合があることや、男性の長時間労働による仕事中心の生活スタイルが依然として見受けられることから、仕事や家庭、地域生活などにおいて、両立を含めた多様なバランスを実現できる環境整備を進めるために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の促進に努めます。

【代表指標】

福島県次世代育成支援企業認証数

現状値 H24

目標(期待)値 H32

→

③ 繼続した女性のエンパワーメント^{*}

特に女性の窮状が様々な場面で引き続き見受けられ、真の男女平等を実現するための男女共同参画社会を形成するためには、女性のエンパワーメント^{*}が継続して必要であると考えます。

【代表指標】

県の審議会等における委員の男女比率

現状値 H24

目標(期待)値 H32

→ いずれの性も 40%

(女性委員)

を下回らない

6 計画の性格

本計画は、県における男女共同参画社会の形成促進のための総合的な基本計画です。基本理念に基づいた5つの基本目標を達成するため、施策の展開方向を明らかにしています。

県の施策が主になっていますが、社会の構成員である市町村、県民、事業者等の役割分担を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みへの参加・協力も呼びかけています。

7 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画推進条例」第9条に規定する県の基本計画として策定するものであり、県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画として、総合計画における基本目標の実現に向け、めざす将来の姿、主要施策等を共有しています。

また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災・原子力災害等からの復興に向けた対応を総合的に示す福島県復興計画と連携して取組みを進めます。

8 計画の期間

本計画の計画期間は、2013（平成25）年度から2020（平成32）年度までの8年間です。

なお、計画期間中に、本県を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行うものとします。

第3章 計画の体系

基本理念

すべての県民が個人として尊重され、
性別にかかわりなく、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

視 点

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーの視点*と多様な意見の反映

女性の能力発揮と環境整備

基本目標

I 防災・復興における男女共同参画の推進

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

III 仕事と生活の調和*を図るための環境の整備

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

*エンパワーメント(empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

*「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

*ジェンダーの視点

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

| | 掲載ページ |
|--|-------|
| 基本目標I 防災・復興における男女参画の推進 | 1 4 |
| (1) 復興に向けての男女共同参画の推進 | 1 4 |
| (2) 防災における女性の参画の促進 | 1 6 |
| 基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 | 1 8 |
| 1 男女共同参画意識の普及・啓発 | 1 8 |
| (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 | 1 8 |
| (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進 | 2 0 |
| (3) メディアにおける人権尊重の推進 | 2 2 |
| 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大 | 2 4 |
| (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進 | 2 4 |
| (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大 | 2 6 |
| (3) 家庭・地域における学習機会の充実 | 2 6 |
| 3 多文化共生社会における男女共同参画の推進 | 3 0 |
| (1) 国際人権規範等の取り入れと国際交流・協力の推進 | 3 0 |
| (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり | 3 2 |
| 基本目標III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 | 3 4 |
| (1) 多様で柔軟な就業環境の整備 | 3 4 |
| (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大 | 3 6 |
| (3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進 | 3 8 |
| (4) 男性にとっての男女共同参画の推進 | 4 0 |
| 基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進 | 4 2 |
| 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上 | 4 2 |
| (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 | 4 2 |
| (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援 | 4 4 |
| (3) 女性の経済的自立の促進 | 4 4 |
| 2 意思決定過程における女性の参画の促進 | 4 8 |
| (1) 公的分野における女性の参画の促進 | 4 8 |
| (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進 | 5 0 |
| 基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 | 5 2 |
| 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | 5 2 |
| (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進 | 5 2 |
| (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策 | 5 4 |
| 2 生涯を通じた男女の健康支援 | 5 6 |
| (1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進 | 5 6 |
| (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進 | 5 8 |

第4章 計画の内容

注 釈

- [指標] の表において、「H32目標（期待）値」の欄の（ ）は期待値、「－」はモニタリング指標を表します。
[指標]

| 【No】項目 | H24現状値 | H32目標(期待)値 | |
|--------|--------|------------|-----------|
| ○○○○ | ××% | ××% | →目標値 |
| ○○○○ | ××% | (××%) | →期待値 |
| ○○○○ | ××% | －（モニタリング値） | →モニタリング指標 |

いずれも、毎年の進行管理のなかで最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民、事業者などが力を合わせ推進するための拠りどころとするものです。

新たに設定（項目内容の追加・変更等を含む）した指標については、【新】と記載しています。

<目標値等の説明>

目標値：県行政の努力目標としての数値

県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの

期待値：達成が期待される数値

県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組みのなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの

モニタリング指標：現時点での状況を示す指標

目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として毎年その状況を把握し公表するもの

※ [指標] のうち「平成24現状値」については、現段階で把握できるものについてのみ記載しています。

- [県民意識調査] の表において、過去に実施した「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」の結果を表しています。

| 項目 | H 11 年 | H 16 年 | H 21 年 | [県民意識調査] |
|------|--------|--------|--------|----------|
| ○○○○ | ××% | ××% | ××% | |

男女共同参画社会の形成のためには、県民に適切な理解が広まり、社会に根強い固定的な性別役割分担意識が解消されることが必要であることから、[指標] とは別に過去からの県民意識の推移を記載しています。

- [県民から寄せられた意見] は、前プランの改定にあたって開催した意見交換会の参加者の意見や、意見募集に応じて寄せられた意見等の中から掲載しています。

基本目標Ⅰ 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 復興に向けての男女共同参画の推進

[目標]

復興の過程で多様な意見を反映した取組を進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍と復興に向けた地域活動等に男女がバランス良く参画できる環境づくりを目指します。

「現状と課題」

本県における平成23年の転入・転出超過数（都道府県間の移動者数）を年齢5歳階級別に見ると、東日本大震災及びその後の原子力災害の影響が大きく見られ、全ての年齢区分で転出超過となっています。男女別に見ると、特に25～44歳（子育て世代）の転出超過数は、女性が男性を大きく上回っています。

また、6万人近くが県外へ避難中であり、その内、18歳未満の子どもは、約1万7千人（平成24年10月1日現在）となっています。県外への避難の場合には、仕事がある父親は県内に残り、原子力災害の影響を懸念する母親が子どもを連れ、自主避難するケースが少なくありません。

さらに、より迅速な復興の原動力となる地域コミュニティにおいても、高齢化・過疎化の進行や単身世帯の増加など様々な変化が生じています。

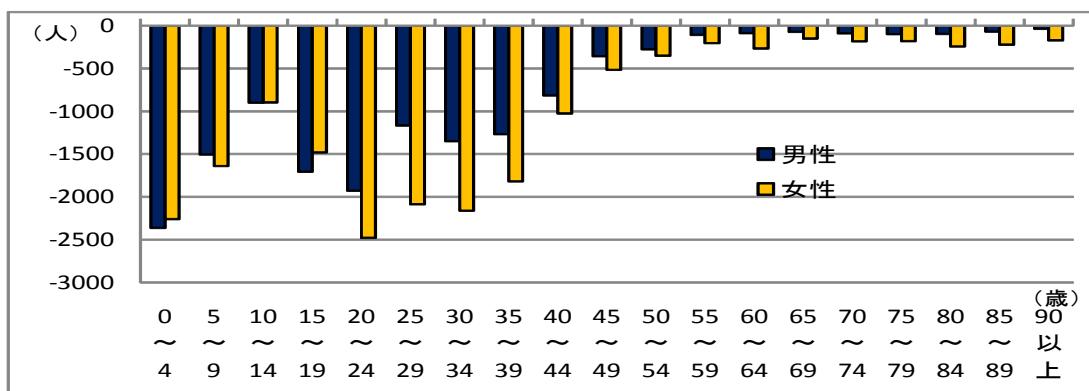
少子高齢化に加え、この震災後の人口流出により、労働人口の減少が進むことが予測される中、多様な人材を育成し活用することは、復興を進める上で不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分発揮して、あらゆる機会に参画していくことが求められています。加えて、震災後の雇用状況については、男性に比べて女性の置かれている状況が厳しくなっており、女性の就業先の確保は大きな課題となっています。

このため、復興の担い手としての女性の就業や起業を積極的に支援するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる社会への転換を図り、男女ともに地域活動等への参画を推進する必要があります。

一方、東日本大震災復興対策本部が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、基本的な考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記され、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが必要とされています。

復興を進める上では、復興の過程に男女共同参画の視点を取り入れることにより、地域における男女双方や生活者の多様な意見を反映した現実的かつ継続的な対策を実現させることが重要です。

〈福島県の男女、年齢5歳階級別転入・転出超過数〉



資料：住民基本台帳人口移動報告平成23年結果 総務省

〈福島県の雇用保険受給者実人員（男女別）〉

（単位 上段：人、下段：%）

| | 平成23年5月 | 8月 | 11月 | 24年2月 |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 女性 | 13,403 (107.0) | 15,453 (121.0) | 14,033 (136.3) | 12,166 (126.1) |
| | 11,269 (75.6) | 11,355 (76.1) | 9,916 (81.1) | 8,930 (80.2) |
| 男性 | | | | |
| | | | | |

※下段の（ ）は、対前年同月増減率（%）。

資料：被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別） 厚生労働省

[施策の方向]

- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる社会への転換を図っていくことにより、地域活動等への参画を推進します。
- ・ 女性が復興の担い手として、あらゆる分野で活躍できるよう、就業や起業への取組みを積極的に支援します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|----------------|
| ①男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での防災・復興の積極的な取組みを促すとともに、防災意識等の高揚を図ります。 | 生活環境部 |
| ②男女共生センターにおいて、防災・復興における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会を提供します。 | 生活環境部 |
| ③仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。（Ⅲ(1)）（Ⅲ(4)） | 商工労働部 |
| ④男女共生センターを拠点に、就業（再就職等）を希望する女性等に対して、各種情報を提供するほか、技能（資格）等を習得できる講習会などを実施し、女性の就業のための支援を行います。 | 生活環境部 |
| ⑤コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業化の相談活動など、女性の起業活動等の取組みを支援します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑥県内外へ避難している女性、妊娠中の女性や育児中の母親とその家族などが様々な不安・悩み・ストレスを相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、県の相談体制の充実に努めます。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| ⑦防災・復興の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進するため、男女共生センターを拠点とした各種団体とのネットワークを形成し、それらを活用した取組みを推進します。 | 生活環境部 |
| ⑧町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。 | 生活環境部 |
| ⑨女性の視点を活用した情報発信に努めます。 | 知事直轄 生活環境部 |

[市町村に期待すること]

復興に向けた取組みを進めるに当たっては、その過程に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域における男女双方や生活者の多様な意見を反映していくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H32目標(期待)値 |
|--|----------|------------|
| 【1】男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数＜累計（年度）＞ | | |
| 【2】福島県次世代育成支援企業認証数 ※ ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」推進企業認証数の合計 | | |
| 【3】町内会等の代表における女性の割合 | | |

基本目標Ⅰ 防災・復興における男女共同参画の推進

(2) 防災における女性の参画の促進

[目標]

災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、生活者や男女双方の視点からの配慮がなされるよう、防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画拡大を目指します。

「現状と課題」

東日本大震災及びその後の原子力災害では、多くの被災者が長期の避難生活を余儀なくされました。避難所運営や生活用品等の備蓄・調達などに生活者や女性のニーズが十分に反映されませんでした。

また、固定的な性別役割分担意識から、避難所の食事準備は女性のみが担当すると固定化されたり、家事、育児などの家庭的責任が女性に集中するなど、様々な問題が生じています。

さらに、震災時には、過去の事例でも女性に対する性暴力が増加する傾向にあることが指摘されています。今後、避難生活が長引く中でストレスなどから性暴力や配偶者間暴力等の女性に対する暴力の増加が懸念されます。

一方、平成24年4月1日現在の本県の防災会議の委員に占める女性の割合は6.1%（8.2%）であり、防災における政策・方針決定に関わる女性の割合は非常に低い状況にあります。（平成24年版男女共同参画白書 内閣府）

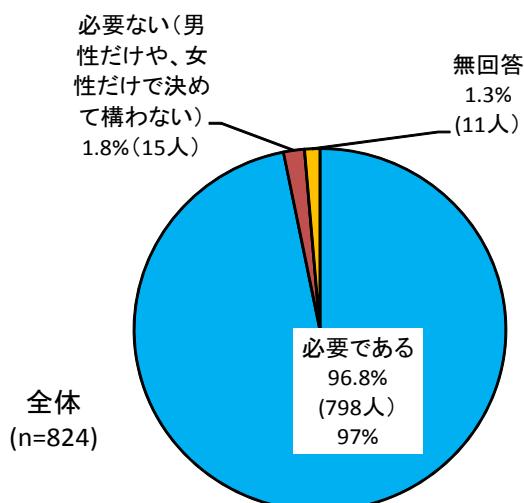
県政世論調査（平成23年度）では、防災に関する計画（防災や被害を小さくするための計画、避難すると時の計画など）を立てたり、決めごとをする場合、男性も女性も同じようにメンバーとして参加する必要があると答えた人が96.8%を占めています。

このことから、避難所の運営や防災の取組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いや生活者のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分配慮することが必要であり、また、災害時のような混乱時には、女性に対する性暴力等が起こることを想定した取組みを進める必要があります。

そのためには、防災における施策・方針の意思決定過程に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

〈防災計画策定の際のメンバー構成〉

問 あなたの地域で、防災に関する計画（防災や被害を小さくするための計画、避難する時の計画など）を立てたり、決めごとをする場合、男性も女性も同じようにメンバーとして参加する必要があると思いますか。



資料：県政世論調査結果報告書 平成24年3月福島県

[施策の方向]

- ・ 防災の計画や災害対応において、男女双方の視点や生活者の視点を取り入れた対策が整備されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ①地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や生活者の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 | 生活環境部 |
| ②男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材 育成を支援します。 | 生活環境部 |
| ③地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男 女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよ う、意識啓発を行います。 | 生活環境部 |
| ④避難所運営を担う市町村に対し、男女共同参画の視点から必要な対応がなされるよう、情報提供や助言を行います。 | 生活環境部 |
| ⑤防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団員の確保に向けた市町村の取組みを支援します。 | 生活環境部 |

[県民に期待すること]

防災・災害復興や地域づくりは、いずれも身近な課題で直接暮らしの改善につながる分野であり、多様な発想、活動の活性化を図ることによって新たな取組みが期待できることから、これらの分野に女性が率先して参画していくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H32目標(期待)値 |
|-------------------------|----------|------------|
| 【4】【新】県の防災会議における女性委員の割合 | | |

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

[目標]

男女共同参画社会について、広く県民の理解・協力が得られるよう、県・市町村といった行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全県的な取組みを目指します。

[現状と課題]

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（平成21年福島県）（以下「意識調査」と略。）の結果を見ると、賛成傾向は40.2%、反対傾向は51.3%で前回（平成16年）と同様の結果となっており、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方が過半数を占めるようになりました。

しかし生活実態では、家事労働について「全部」あるいは「大部分」自分が行っているとの回答は、男性11.9%に対し、女性63.4%となっており、女性の回答者の半数以上が就業していることと考え合わせると、女性の負担が依然として大きくなっています。

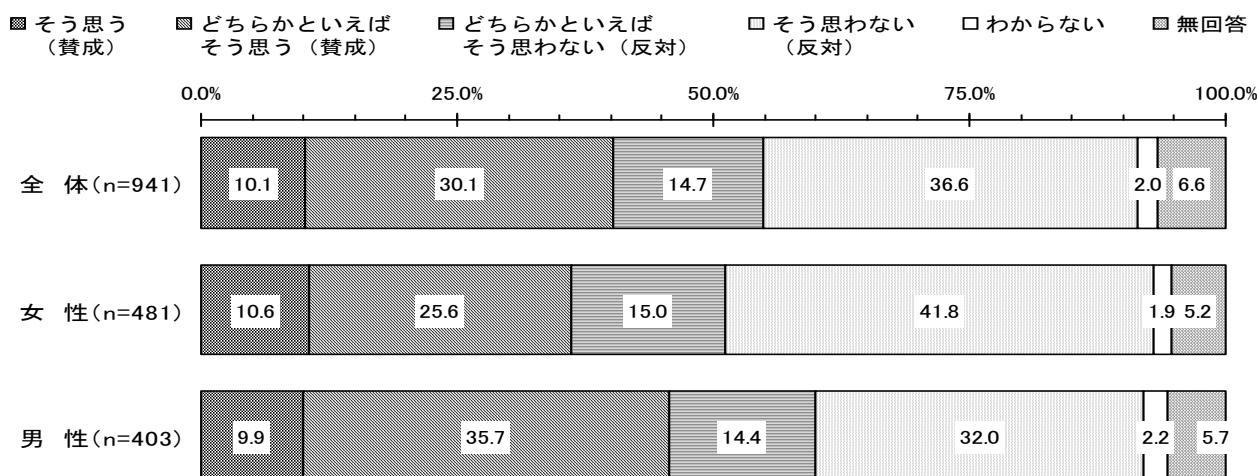
このように、県民の意識は変化しつつありますが、まだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っているために、家事・育児・介護などの多くを女性が担い、女性の就業継続や経済的自立が困難になっています。その延長として生じる男性優位の意識や経済力の格差などが、女性に対する暴力を生み出す土壤であるとも言われています。

一方、男性も、仕事優先の考え方や職場の理解不足、置かれた立場などから、家庭や地域への参画が十分ではありません。このように、男女の生き方の固定化は、社会や家庭にひずみをもたらし、何よりも個人の生き方の自由な選択を妨げています。

男女共同参画に関する広報・啓発については、県や市町村が重要な役割を担っていますが、男女共同参画推進のための計画について、県内市町村の策定率は44.1%（平成23年4月）と全国平均65.9%（平成23年4月、東日本大震災の影響により未調査市町村を除く）と比べ低い水準にあることから、未策定の市町村には計画の策定が望まれます。

また、行政以外の多様な媒体・団体によって、個人の選択の幅を広げ、新たな男女のパートナーシップを醸成することに繋がる男女共同参画の考え方について、広報・啓発活動を推進することが重要です。

<『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方やそれに基づく実践を広げるため、男女問わず幅広い年齢に理解を促すための効果的な広報・啓発を進めます。
- ・ 社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進します。
- ・ 市町村、事業者、県民、N P O 等広く各界各層との相互連携・協力のもとに、男女共同参画の推進に向け多様な広報・啓発活動を展開します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-----------------------------|
| ①男女共同参画についてのホームページの充実など、多様な媒体を活用し、各界各層との連携によるわかりやすい広報・啓発を展開します。 | 知事直轄 生活環境部 |
| ②男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が、男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成に繋がることを、若年層や高年層を含めた幅広い層に様々な観点から広報します。 | 生活環境部 |
| ③男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。 | 生活環境部 |
| ④企業等における男女共同参画に関する取組みを促進します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。 | 総務部 生活環境部 教育庁 警察本部 |
| ⑥男女共同参画計画の策定は着実な推進のために有効であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、市町村の計画策定に関する取組み等を積極的に支援します。 | 生活環境部 |

[市町村に期待すること]

地域の実情にあった男女共同参画計画の策定など、男女共同参画推進に向けた取組みについて、住民の参画を確保しながら積極的に進めることができます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--------------------------------------|----------|--------------|
| 【5】男女共生センターにおける普及啓発に関する事業の参加者数累計（年度） | | |
| 【6】県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数 | | |
| 【7】市町村における男女共同参画計画の策定率 | | |

[県民意識調査]

| 項目 | H 11 年 | H 16 年 | H 21 年 |
|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（以下「意識調査」と略。）における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方への賛否 | 賛成傾向 41.0% 反対傾向 39.1% | 賛成傾向 40.3% 反対傾向 51.2% | 賛成傾向 40.2% 反対傾向 51.3% |
| 意識調査における「男女の地位の平等感」で男女が平等であると感じる人の割合 (家庭) (職場) (学校教育) (習慣・しきたり) | 33.7% 21.3% 58.1% 17.1% | 28.3% 16.9% 51.5% 12.8% | 28.3% 19.1% 54.3% 15.2% |

[県民から寄せられた意見]

- お互いに相手をおもいやれる社会ができるとよいと思う。
- これまでには、国から県への10年、県から市町村への10年を経てきており、これからは、全ての人々に男女共同参画が浸透する10年であって欲しい。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

[目標]

人格形成過程において固定的な性別役割分担意識が形成されないように、人権尊重を基盤とし、男女平等・自立意識の確立に向けた学校教育を目指します。

[現状と課題]

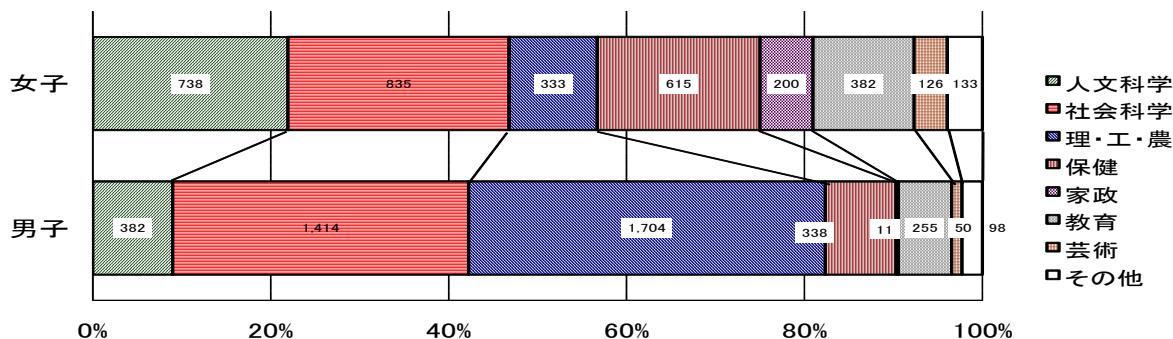
県では、男女平等の理念に基づく教育の実現を目指し、平成15年度までにすべての県立高校を男女共学化しました。男女がお互いを尊重して共に学ぶ中で、児童生徒が自己の能力を十分に發揮できるよう、教育活動全般を通じて男女共同参画社会に生きる豊かな感性や意識の涵養に努めています。

意識調査では、学校教育の場においては54.3%が男女の地位について「平等である」と回答しており、前回（平成16年）に引き続き家庭や職場に比較すれば、学校教育の場では男女平等であるという認識が現れています。しかし、教育の現場において、教職員が無意識のうちにジェンダー*にとらわれたまま生徒に指導を行うなどのいわゆる「潜在的カリキュラム*」の存在も指摘されています。また、同じ調査で、子どもに受けさせたい教育の程度について県民の回答を見ると、「男の子の場合」「女の子の場合」とともに「大学」と回答した割合が最も多くなっていますが、校種別に見ると、「大学」とした回答は、「男の子の場合」の方が「女の子の場合」よりも多く、「短期大学」「各種専門学校・専修学校」「高等学校」とした回答は、「女の子の場合」の方が「男の子の場合」よりも高くなっています。また、生徒の大学学部への進学者の割合を見ると人文科学、保健、家政、教育及び芸術では、男子よりも女子の方が多い、社会科学や理・工・農では女子よりも男子の方が多いとなっています。

このように児童生徒らが置かれている環境には様々な側面がありますが、学校教育においては、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性等についての指導を充実させることが大切です。

また、教育に携わる者が男女共同参画の理念を正しく理解し、教材や慣習・慣行についても点検・見直しを行うことにより、性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択でき、自立して生きることのできる児童生徒を育成することが必要です。

<大学学部への進学者の割合>



資料：学校統計要覧 平成22年5月1日 福島県教育委員会

[施策の方向]

- 学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての指導の充実に努めます。
- 児童・生徒が性別にとらわれず、個性を生かせる生き方を主体的に選択し、自立して生きることができるよう、男女平等の視点に立った計画的、組織的な進路指導の充実に努めます。
- 教育の場における男女共同参画についての問題点の改善を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進に向け、教員研修の充実に努めます。

※ジェンダー(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（sex：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。

「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-----------------------|
| ①ジェンダー*にとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。 | 教育庁 |
| ②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けて人権尊重のための教育や普及啓発を引き続き推進します。 | 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |
| ③児童生徒に対して、男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発に繋がる機会を提供します。 | 生活環境部 教育庁 |
| ④学校において、男子向き女子向きといった考え方にはとらわれず、専攻分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(IV 1 (3)) | 生活環境部 教育庁 |
| ⑤「潜在的カリキュラム*」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善に向けた取組みを進めます。 | 生活環境部 教育庁 |
| ⑥教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透をさらに推進します。 | 教育庁 |
| ⑦教員の管理職における女性の登用を促進します。(IV 2 (1)) | 教育庁 |
| ⑧思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(V 2 (1)) | 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |

[市町村に期待すること]

公立学校において、人権尊重を基盤にした男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進に取り組むことが望まれます。

[県民に期待すること]

学校行事やPTA活動等に積極的に参画し、男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進に協力していくことが望されます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【8】男女混合名簿の導入率（公立小・中・高の出席簿） | | |
| 【9】教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数（公立） | | |
| 【10】教員の管理職における女性の割合（公立小・中・高・特別支援の校長、教頭） | | |

[県民から寄せられた意見]

○学校教育における男女共同参画の推進について、生徒が実質的な男女平等を学べるようにして欲しいと思う。年齢別に見た女性の労働力率が「M字」カーブとなってしまう様な現実があるわけで、この点を踏まえた教育が必要であると思う。

※潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子どもたちに伝えていることなどを指す。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) メディアにおける人権尊重の推進

[目標]

各種メディアにおける、女性の尊厳を傷つける表現や性別役割分担意識を内包する表現について見直しを促し、広く人権や男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を目指します。

[現状と課題]

メディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与えています。メディアにおいて男女の固定的な役割を内包する表現が伝達されたり、女性に対する暴力が無批判に扱われたり、女性の性的側面が強調されれば、人々の意識や社会に大きな影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めてしまうばかりか、ドメスティック・バイオレンス^{*}などの女性に対する暴力の容認や性暴力の誘発などを招きかねないことが指摘されています。

意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについては、「男女の固定的な価値観の押し付け」(46.5%)や「家庭内における夫から妻に対する暴力（なぐるなど）」(34.2%)が高い割合ですが、2割近くが「ヌード写真等を掲載した雑誌、広告、テレビ番組等」(18.8%)で女性の人権が尊重されていないと感じています。

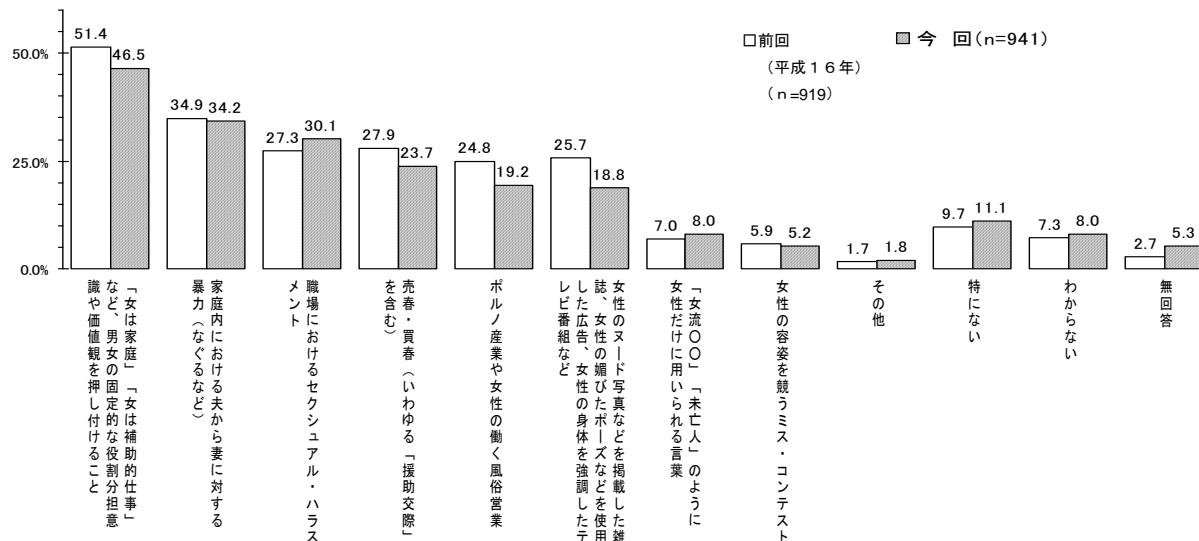
表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、公共の空間で不快な表現に接しない自由も十分に配慮されるべきです。

このため、各種メディアが自主的に、人権侵害につながりかねない表現の是正に努めるとともに、性別にとらわれない多様な生き方の表現についても積極的に取り組むことが求められています。こうした取組みを推進するためには、メディア関係者がジェンダーに敏感な視点^{*}を持つことや、企画、制作、編集などの各段階に女性の参画が進むことが期待されます。

行政が県民に対し情報発信する機会も多いため、ガイドラインの作成・活用により、自ら人権尊重と男女平等に配慮した出版物の作成や広報を行うことも引き続き必要です。

また、人々がジェンダーに敏感な視点^{*}で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディアリテラシー^{*}）を身に付け、メディアの単なる受け手ではなく批判的な利用者に育っていくことも大切な課題です。

<女性の人権が尊重されていないと感じること>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 各種メディア等に対して、男女の固定的な役割を内包する表現や性・暴力表現等の是正など、女性の尊厳や人権を尊重した表現に努めるよう主体的取組みを要請します。
- ・ 視聴者や読者がジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力の向上を図る取組みを行います。
- ・ 県及び市町村が行う広報における表現が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず人権の尊重や男女平等を踏まえたものとなるための取組みを進めます。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|-------|
| ①多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点*から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。 | 生活環境部 |
| ②メディアにおける多様な視点からの情報発信のため、企画・制作・編集などあらゆる段階に女性の参画を要請します。 | 生活環境部 |
| ③情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力についての啓発を行います。 | 生活環境部 |
| ④県政広報物表現ガイドラインの活用により、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。 | 全庁 |
| ⑤市町村における刊行物等において、男女共同参画の視点に立った情報発信となるように支援します。 | 生活環境部 |

[市町村に期待すること]

市町村の刊行物や各種広報、HPによる情報提供などにおいて、人権尊重と男女平等に配慮した表現の推進が望まれます。

[指標]

| 項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【11】メディアにおける女性の従業者の割合 (企画・制作・編集等に携わる者) | | |
| 【12】メディアにおける女性の管理職の割合 | | |
| 【13】市町村における表現ガイドラインの策定率 | | |

[県民から寄せられた意見]

○メディアに対して、人権に配慮した情報発信をする必要性・重要性を啓発していかなければならない。

※ドメスティック・バイオレンス (DV : domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※ジェンダーに敏感な視点

社会的、文化的につくられた性差（ジェンダー）を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。

※メディアリテラシー (media literacy)

ジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信する能力のこと。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進

[目標]

男女共同参画に関する様々な調査・研究を行い、成果を生かした施策等を展開し、課題の解決を図ります。

[現状と課題]

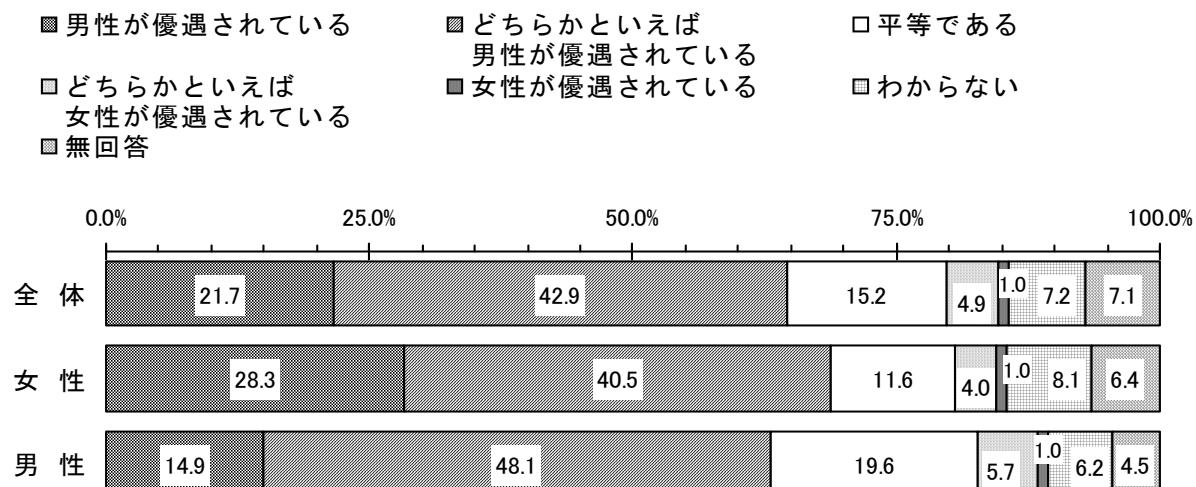
県では、男女共同参画に関する県民の正しい理解や意識の向上が男女共同参画社会の更なる醸成に繋がるものとして、様々な施策を実施してきましたが、意識調査を通して見えてくる県民の意識や生活には、依然として社会的・文化的に形成された制度や慣行が残っており、男女の生き方や選択に影響を与えているようです。

意識調査によると、慣習・しきたりの面では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が64.6%を占め、「平等である」との回答は15.2%にすぎず、家庭、職場及び学校教育の場に比べ男女とも最も不平等感の強い分野となっています。

また、意識調査の際に地域の慣習等に関しては多くの意見が寄せられ、これから時代を担っていく子どもたちが暮らしている地域社会や家庭には男女共同参画社会の実現を阻む伝統や慣習も見られ、今後、改善していくことが必要です。

このため、社会のあらゆる分野に存在するジェンダーに関する様々な調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有を図り、改善に努める必要があります。

<男女の地位の平等感（慣習・しきたりの面）>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

<男女の地位の平等感>

| | 男性が優遇 されている 計 | 平等である 計 | 女性が優遇 されている 計 |
|---------------|---------------------|------------|---------------------|
| ① 家庭において | 56.7% | 28.3% | 7.9% |
| ② 職場において | 57.6% | 19.1% | 7.5% |
| ③ 学校教育の場において | 15.7% | 54.3% | 4.5% |
| ④ 習慣・しきたりの面から | 64.6% | 15.2% | 5.9% |

資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 男女平等の視点に立ち、男女共同参画の推進を阻んでいる一部の社会制度・慣行の調査・研究を行い、その成果を各事業等に反映します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|-------|
| ①男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。 | 生活環境部 |
| ②男女共生センターにおける調査・研究の成果を施策・事業に積極的に生かします。 | 生活環境部 |
| ③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。 | 全庁 |
| ④情報提供や連携・協力により、民間の男女共同参画に関する研究を支援します。 | 生活環境部 |
| ⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーに敏感な視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。 | 全庁 |
| ⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。 | 全庁 |

[県民に期待すること]

男女の不平等感をもたらすようなしきたりや習慣に気づき、地域の中で協力してあらためていくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--|----------|--------------|
| 【14】男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数<累計（年度）> | | |

[県民から寄せられた意見]

- 男女共生センターにおける調査研究について、県の施策に生かしてほしい。
- 習慣・しきたりを改善して欲しいと思う。何が原因で改善されないのか、分析して欲しい。国、社会全体で取り組まなければならない。男尊女卑を解消して欲しい。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

[目標]

男女がともに家庭や地域生活に積極的に参画し、社会全体における男女共同参画の実践拡大を目指します。

[現状と課題]

意識調査によると、男女が積極的に社会参画していくために、「男女とも家事ができる育て方等」や「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」が必要とされています。

戦後の高度経済成長期から長い間、日本の社会システムの多くは、男性が外で働き女性が家庭を守る役割分担を前提としてきました。こうした社会のあり方は、経済成長期には効率的に機能した反面、男性の長時間労働や単身赴任など、家庭や地域生活の犠牲を強いてきた面があります。

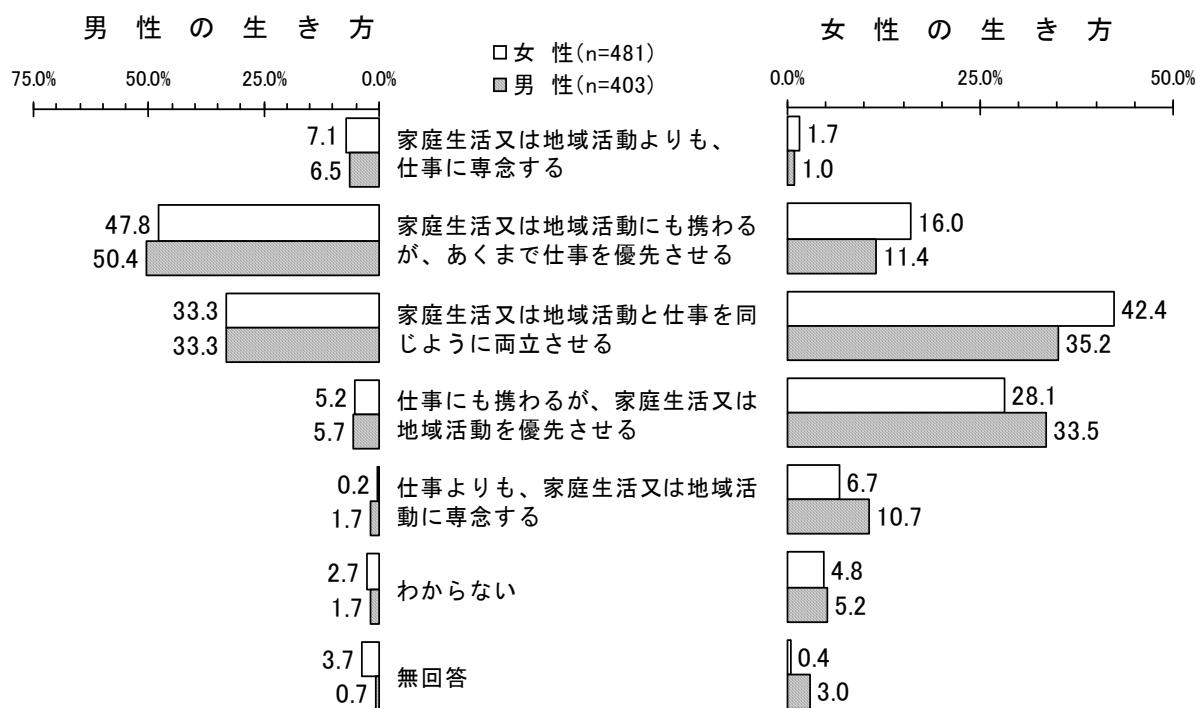
また、近年では生活志向の多様化などを反映して共働き世帯が増加しており、家庭や地域生活外でも女性の負担が大きくなっています。

潤いのある生活や心の充足の必要性、長くなっている退職後の生活のあり方、さらには子どもに対する家庭教育の重要性を考えると、男女がともに地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築いていくことが大切になってきています。

また、女性の社会経験の少なさが持てる能力を発揮しにくい要因になっており、女性の持てる能力を発揮するため、地域活動へ参画する機会をより増やすことが求められています。

このため、家庭内の家事・育児・介護等について、女性だけではなく家族全員が協力して担うことの重要性の啓発や、男性の職業生活を優先するライフスタイルの見直しを進め、ボランティア活動やN P O*（特定非営利活動法人）等の活動をはじめ各種の地域活動に男女ともに参画しやすい環境の整備を進める必要があります。

<女性及び男性の望ましい生き方（男女別）>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消を図り、共働き世帯の増加といった社会背景の変化を踏まえ、家庭や地域における男女共同参画の実践の拡大を目指します。
- ・ ボランティアやN P O*活動への参加機運の醸成と機会づくり、情報の提供とネットワークづくり及び参加しやすく活動しやすい環境づくりなどにより、地域活動等に対する男女の積極的参画を促進します。
- ・ 様々な活動を含めた地域生活に男性や若年層が参加しやすくなるような取組みを進めます。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|--------------------------------|
| ①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組みを推進します。 | 生活環境部 |
| ②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、ふくしま県民活動支援センター、県ボランティアセンター等を支援し、地域活動やボランティア活動を推進します。 | 企画調整部 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |
| ③地域生活やボランティア活動に参画しやすい職場・環境づくりのため、企業等への啓発を行います。 | 企画調整部 生活環境部 |
| ④県のホームページ上で、個々のN P O*の事業情報等を掲載するとともに、多様なキャリア形成にも繋がる活動について広く情報提供します。 | 企画調整部 |

[県民・事業者に期待すること]

家庭や地域活動への参画の機会を増やすため、男性の職場中心の意識・ライフスタイルの見直しを進め、労働時間短縮などに努めることが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---------------------------|----------|--------------|
| 【15】N P O法人認証件数 | | |
| 【16】N P Oやボランティアと県との協働事業数 | | |

[県民から寄せられた意見]

- 地域活動に女性が多く参加しているが、役員となるとほとんど男性である。差別というよりも女性が前に出たがらないようなところもあり、積極的に発言したり意見を言ったりする場所や雰囲気をつくり、女性の意見を活用できるようにしないといけないと思う。
- 多様なキャリア形成にも繋がる NPO*や地域活動の良さを広めてほしい。

*N P O (non profit organization)

行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利民間組織・団体をいう。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(3) 家庭・地域における学習機会の充実

[目標]

家庭教育や社会教育における男女共同参画に関する学習機会の拡充や意識啓発を推進し、性別に関わらずあらゆる年代の人々が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、伸びやかに生きることができます。

[現状と課題]

意識調査によると、子どもに受けさせたい教育程度について、男の子については「大学」が63.4%に対し、女の子については「大学」が40.2%に止まるなど、子どもたちへの期待が男女で異なっています。

また、今後、男女がともに仕事や家庭等に積極的に参加していくために必要なこととしては、「男女とも家事ができる育て方等」が38.7%で最も多く、家庭における教育の重要性が認識されています。

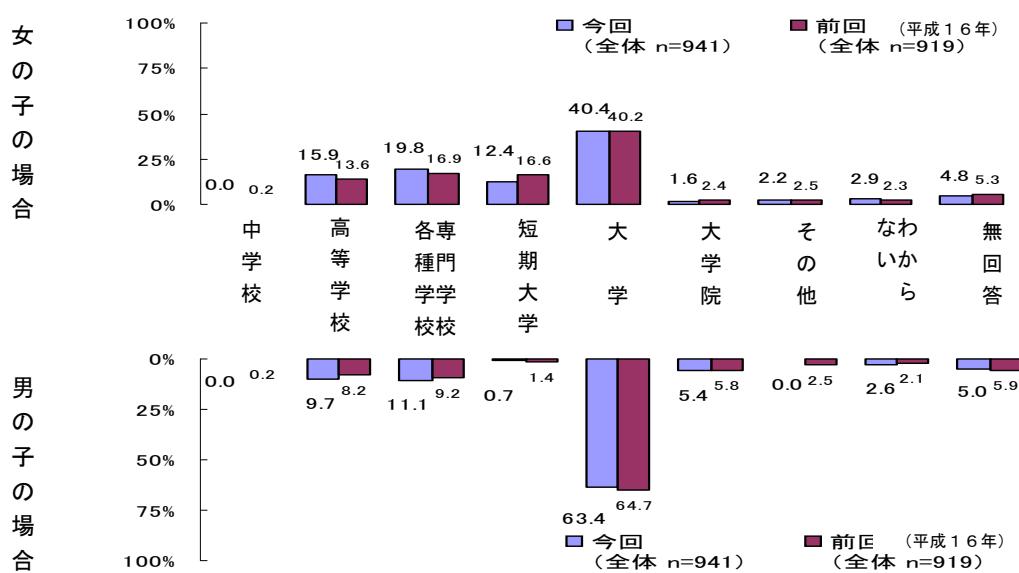
家庭は、家族の一人ひとりが互いに人格を尊重し合い、その尊重の上に成り立つものです。しかし、家庭の場では、固定的な性別役割分担意識も受け継がれてきており、意識調査では男性の生き方に仕事を優先させることが望ましいとする割合が高い一方、女性の生き方には家庭生活を優先させることが望ましいとする割合が高いという結果になっています。

男女共同参画社会の更なる醸成のためには、家族の構成員が男女共同参画について正しく理解することが必要であり、また、未来を担う子どもたちが、人権尊重や自立の意識を確立できるよう、幼少期からの家庭等における教育を支援することが重要です。

社会教育においては、人権尊重と男女平等の意識を高め、生涯を通じて様々な学習機会や情報を提供していくことが求められています。

その際、女性の経済的自立、男性の生活力の向上に視点を置くとともに、これまで男女共同参画についての情報に触れることの少なかった男性、労働者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていく必要があります。

<子どもに受けさせたい教育の程度>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 固定的な性別役割分担意識も根強いことから、男女共同参画の理念について、わかりやすい意識啓発活動を進めます。
- ・ 家庭や地域社会において、固定的な性別役割分担意識の解消を促しながら、男女共同参画を踏まえた様々な社会活動等が実践されるよう支援します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|----------------|
| ①家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 教育庁 |
| ②男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。 | 生活環境部 |
| ③家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。 | 生活環境部 教育庁 |
| ④男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。 | 生活環境部 |
| ⑤女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑥地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。 | 生活環境部 |

[市町村に期待すること]

家庭教育や社会教育に関し、地域の実情に合った男女共同参画に関する学習の機会を充実することが望まれます。

[県民に期待すること]

子どもたちを育てるにあたり、性別にとらわれず個性と能力を伸ばす視点や、男女がバランス良く家事に参画し、また経済的に自立できるようにする視点を持つことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--|----------|--------------|
| 【1】男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数<累計（年度）>（再掲） | | |
| 【17】市町村における男女共同参画に関する学習機会 | | |

[県民から寄せられた意見]

○地域に出て行ける機会を提供することを継続して取り組んでいくことが大切だ。行動することで男女共同参画を学ぶことが出来る場合もある。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

[目標]

男女平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。

[現状と課題]

1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、国連等の場で女性の地位向上に向けて様々な取組みがなされてきました。

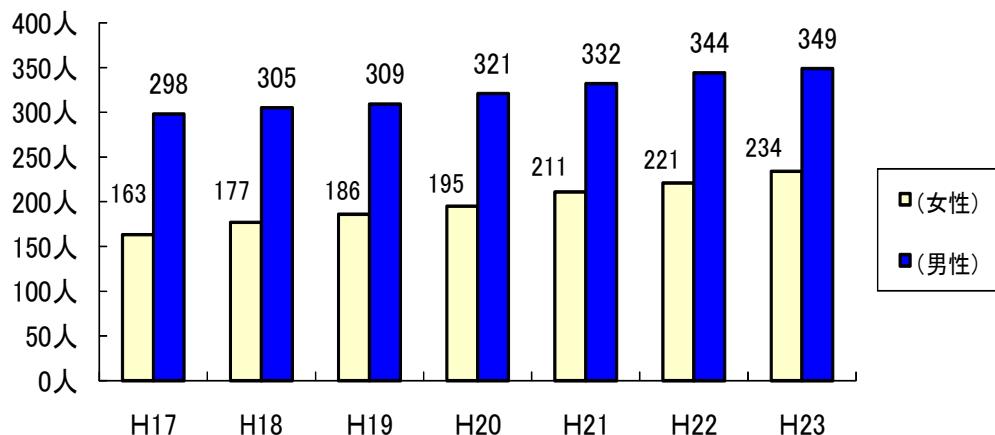
その成果である女子差別撤廃条約を始め、国が批准している男女共同参画の推進に関する国際条約について、国際的な動向に注目しながら、その目的が十分達成されるよう、県内への浸透に努め、国際基準の達成を図ることが必要です。

一方、経済、情報、人等あらゆるものが国境を越える時代を迎え、女性の人権に関する問題もその国の人びとだけの問題にとどまらなくなっていました。人口問題、環境問題も地球規模で解決を迫られており、また、就職難や雇用調整など世界経済の競争の激化による打撃を女性がより多く被りやすいなど、世界の状況は国内の女性の人権に関する問題と密接なつながりを持っています。

男女共同参画社会の形成を積極的に進めてきた国々の実績や問題点を知るなど、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深め、男女共同参画の視点から、国際的な交流・協力を行う必要があります。

また、県では、アジア、アフリカ、中南米等世界各国から多くの研修員等を受け入れていますが、国を越えた相互の信頼関係や友好・協力関係を進めるため、情報交換、人事交流、国際協力について行政、NGO*それぞれが連携し充実を図ることが求められています。さらに、情報収集やコミュニケーションの手段として必要となる外国語能力の向上を図っていく必要があります。

<青年海外協力隊の派遣者累計（福島県・男女別）>



資料：福島県国際課（青年海外協力隊統計資料）

[施策の方向]

- ・国際的な人権規範の取り入れに努め、その周知・浸透を図るとともに、国際社会における取組みの動向、成果を活用し、問題解決に繋げます。
- ・男女平等の視点を持ち国際交流・協力を進めるNGO*との連携を進め、またその自主的な活動を支援するなど、多文化共生社会における男女共同参画を推進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+10」などの国際的規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。 | 生活環境部 |
| ②男女共生センターにおいて、国際社会における男女共同参画の取組みについて調査・研究を行うとともに、取組みへの理解を促進するような学習機会を提供します。 | 生活環境部 |
| ③地域や文化によりジェンダーが異なることを踏まえて、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。 | 生活環境部 |
| ④青年海外協力隊の派遣協力や、JICA等との協力による海外からの研修員の受入等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。 | 生活環境部 |
| ⑤国際交流・協力を進めるNGO*との連携を進めます。 | 生活環境部 |
| ⑥すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受けける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。 | 教育庁 |

[県民に期待すること]

人権に関する国際的な取組みや世界の男女共同参画の状況について、情報を活用し、また理解を深めることができます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|-------------------------------|----------|--------------|
| 【18】男女共同参画海外研修コース派遣者数<累計(年度)> | | |
| 【19】青年海外協力隊の派遣者累計（男性） （女性） | | |
| 【20】国際交流・協力を進めるNGO数 | | |

*NGO (non governmental organization)

非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

[目 標]

県内における外国籍住民等が暮らしやすく、地域の一員として参画できるような多文化共生社会を目指します。

[現状と課題]

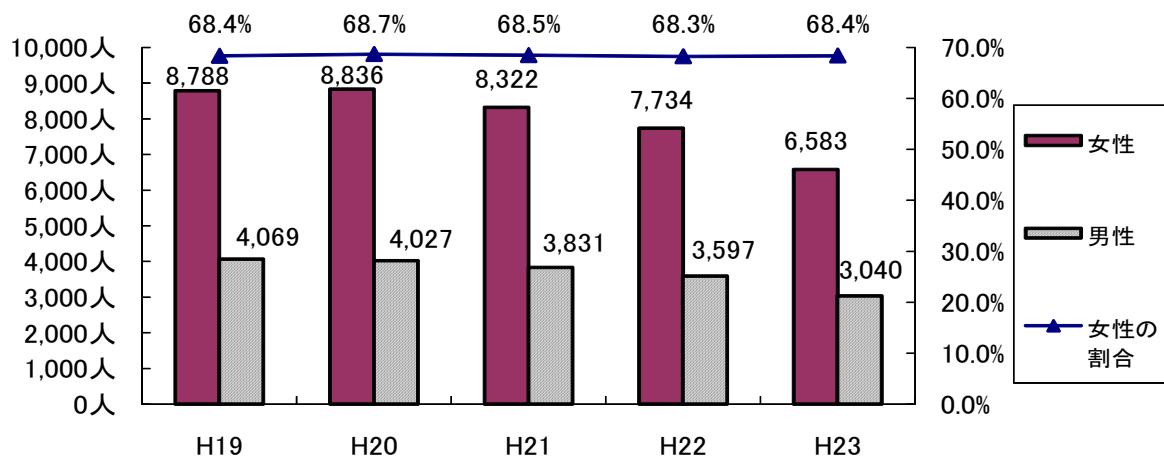
世界各地から留学や結婚、仕事などで来県した外国籍住民や帰化した住民など外国籍をルーツに持つ住民（以下外国籍住民等という）の中には、生活習慣や言葉の違いなどから、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など、生活上様々な困難を抱えているケースがあります。特に女性においては、性による差別を受けやすいため、ジェンダーに敏感な視点での取組みが必要です。

来県直後においては、情報の不足によるトラブルに直面しやすいことから、公的な場における外国語表記をはじめ、生活に関する情報提供を充実する必要があります。

また、行政における相談窓口の充実やNGOの活動による側面支援などにより、地域社会の一員として参画できる環境をつくっていくことが求められています。

こうした環境づくりを進める際には、外国籍住民等が主体的に参画する視点や、その意見が社会に反映されるような仕組みづくりが求められます。

<福島県内の外国人登録者数>



資料：在留外国人統計（法務省）

[施策の方向]

- ・ 外国籍住民等の意見も取り入れながら、すべての人がわかりやすい情報の提供や案内表示を推進するとともに、相談体制を一層充実するなど、国籍に関わらず暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ・ N G Oとの連携を強化し、N G Oの行う男女共同参画に関する国際的な視点を持った国内活動を支援します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|--------------|
| ①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザイン*の普及啓発及び実践を図ります。 | 全庁 |
| ②県内の外国籍の女性の実態の把握に努めるとともに、相談体制の整備と充実を図ります。 | 生活環境部 |
| ③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。 | 生活環境部 教育庁 |
| ④通訳や日本語学習サポートできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。 | 生活環境部 |
| ⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。 | 全庁 |
| ⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。 | 全庁 |

[市町村に期待すること]

外国籍住民等に対し、日常生活の情報や行政広報等について母国語による提供に努めるとともに、道路や公共施設等における案内板等について、外国語表示の推進に努めることが望まれます。

[県民に期待すること]

身近に生活する外国籍住民等の人権と母国の文化を尊重しながら、地域の一員として参画できる環境をつくることが望されます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---------------------|----------|--------------|
| 【21】【新】多文化共生講座の実施回数 | | |

[県民から寄せられた意見]

- 外国出身の住民を取り巻く支援の層、友人や家族といった層はとても薄い。そのような中で自立し、経済力を得て、社会参画することはとても難しいことなので、手厚い支援をお願いしたい。

※ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(1) 多様で柔軟な就業環境の整備

[目標]

男女が、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できるための多様で柔軟な就業環境づくりを目指します。

[現状と課題]

男女がともに、そのライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が重要視されています。

これまででも仕事と生活の調和を図るために環境整備が行われてきましたが、子どもや介護をする高齢者等と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場合が依然として残っています。

平成22年の毎月勤労統計調査によると、本県における年間総実労働時間は1,831時間で減少傾向にありますが、国の1,754時間より長くなっています。意識調査では、女性が働き続けるために必要なこととして、「育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する」が36.1%と最も多くなっています。

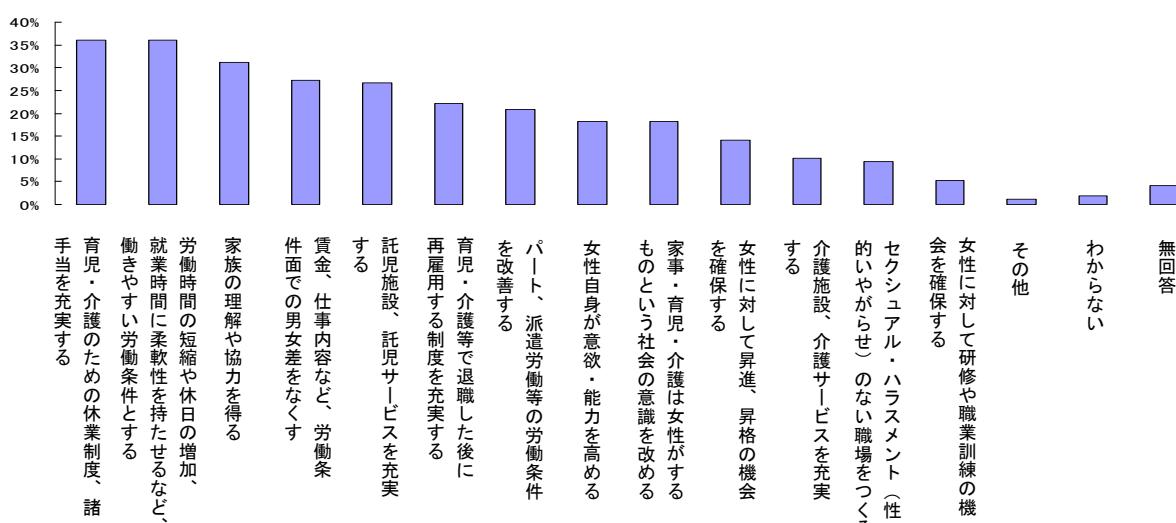
一方、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、事業主は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことが求められています。

また、平成21年には、男女とともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、育児・介護休業法が改正され、平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用されることになりました。

今後は、総労働時間の短縮を進めるとともに、男女を問わず育児・介護休業を取得しやすい職場環境や柔軟な勤務時間の短縮等の措置の実施など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、働きやすくワーク・ライフ・バランスを実現しやすい実効性のある雇用環境の整備、子育て施策の充実が一層必要となっています。

また、東日本大震災及びその後の原子力災害の影響により、事業所がなくなったり、避難を余儀なくされたために、数多くの方が仕事を失っている状況にあることから、避難先での就労支援や被災者等の再就職などを、被災者等の就労支援を早急に行うことが必要です。

<女性が働き続けるために必要なこと>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- 柔軟な勤務形態の必要性や有効性を企業に周知するとともに、仕事と生活のバランスを自らが取れる働き方の重要性について広く社会への啓発に努めます。
- 男女を問わず育児・介護休業を取得しやすい、また休業後復職しやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮した労働条件の整備を促進するため企業等への啓発に努めます。
- 出産、育児、介護等による退職者の再就職を支援します。
- 就業形態に関わらず、多様な働き方について法令遵守のもとに公正な待遇が確保されるよう啓発に努めます。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|----------------|
| ①仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。（I(1)) (III(4)) | 商工労働部 |
| ②育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取組みます。 | 商工労働部 |
| ③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| ④育児・介護休業中等の勤労者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。 | 商工労働部 |
| ⑤長時間労働の是正に向けた企業への啓発を行います。 | 商工労働部 |
| ⑥再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を推進します。 | 商工労働部 |
| ⑦女性の再就職に向け、情報提供、キャリアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する支援を行います。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑧パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者の公正な待遇について啓発に努め、法令遵守の必要性や重要性について周知します。 | 商工労働部 |

[事業者に期待すること]

仕事と育児・介護その他の活動とのバランスを取りやすくするため、労働時間の短縮や男女とも育児・介護休業を利用しやすい職場環境づくりを促進するとともに、関係法令の遵守を徹底することが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【2】福島県次世代育成支援企業認証数（再掲）※ ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」 推進企業認証数の合計 | | |
| 【22】年次有給休暇の取得率 | | |
| 【23】育児休業取得率（事業所規模 30 人以上） （女性） （男性） | | |
| 【24】介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合 （事業所規模 30 人以上） | | |
| 【25】育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 （事業所規模 30 人以上） | | |
| 【26】介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合 （事業所規模 30 人以上） | | |
| 【27】出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合 | | |

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

[目標]

育児・介護について、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援策に取り組み、男女のバランスの良い参画や社会的支援の拡大を目指します。

[現状と課題]

県の平成23年の合計特殊出生率は1.48で、全国の1.39を上回る水準で推移しているものの、人口減少に歯止めがかかるず、社会の活力を維持できない状況が予想されます。深刻な少子化の要因のひとつには、子育ての経済的、精神的負担が大きいことが挙げられています。

意識調査によると、自宅で介護する場合、「自分」を介護の主な担い手と答えた女性が71.3%であるのに対して男性は25.7%と低く、「自分の配偶者」と答えた人は、女性の7.3%に対し男性は49.4%となっています。同じ調査で、女性が「出産・育児」や「介護」を理由に退職している状況も明らかになっています。

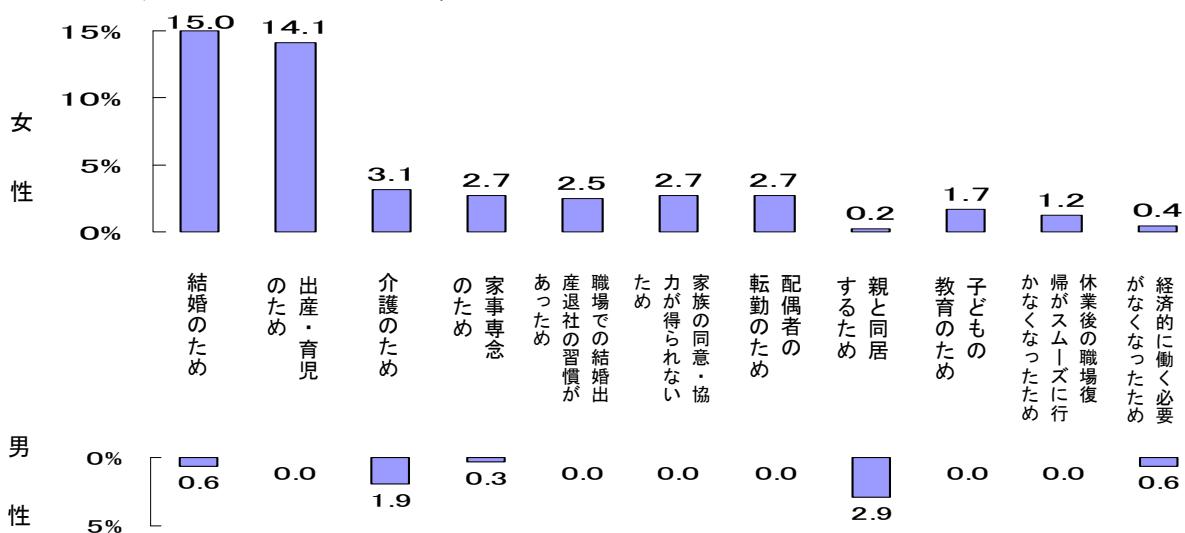
また、今後、男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加していくためにどんなことが必要かをたずねたところ、「育児、介護等の休暇・休業制度の普及」や「育児・介護の施設やサービス等の充実」を挙げた人がそれぞれ3割を超えて、育児・介護に柔軟に対応できる社会環境の整備が求められています。

本来、家事・育児・介護などは、家族全員の協力が必要となるものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境に置かれており、家事等を担うことを難しくしています。

また、近年では、母子世帯、父子世帯といった「ひとり親世帯」や共働き世帯が増加傾向にあり、世帯毎に抱える問題点も異なっています。母子世帯は多い順から「家計」、「仕事」、「住居」に悩みを抱えているのに対し、父子世帯は「家計」、「仕事」、「家事」の順となっており、同じひとり親世帯でも悩みに違いが見られます。(平成23年度全国母子世帯等調査 厚生労働省)一方、共働き世帯においては、依然として女性が育児・介護等に多くの時間を費やすており、男女のバランスの良い家庭参画が課題となっています。(平成23年社会生活基本調査 総務省)

このため、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援策が必要であり、現在女性が多くを担っている育児・介護について、男女が協力して担うことや、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

<あなたが仕事をやめた理由（家庭関係）>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- 育児・介護について、男女が協力して担うことができるよう、様々な家族や家庭のあり方に応じた多様な子育て支援、介護サービスの充実を図ります。
- 保健、福祉、教育等の連携のもと、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備を図り、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|---------------------|
| ①保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。(IV 1 (2)) | 総務部 保健福祉部 教育庁 |
| ②「子育て支援を進める県民運動」を一層推進し、安心して子育てができるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| ③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。 | 保健福祉部 |
| ④子育てサークルの情報について収集・提供を行い、相互交流によるネットワーク化・機能強化を図るとともに、地域子育て支援センターの設置を進め、地域で子育てを支援・応援する環境づくりに努めます。 | 総務部 保健福祉部 |
| ⑤ファミリー・サポート・センターの普及、会員拡大を支援します。 | 保健福祉部 |
| ⑥介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。 | 保健福祉部 |
| ⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実と軽費老人ホーム等の整備を促進します。 | 保健福祉部 |

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【28】【新】保育所入所待機児童数 | | |
| 【29】延長保育実施施設数 | | |
| 【30】休日保育実施施設数 | | |
| 【31】一時預かり実施施設数 | | |
| 【32】病児・病後児保育実施施設数 | | |
| 【33】放課後児童クラブ設置数 | | |
| 【34】地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館）施設数（累計） | | |
| 【35】ファミリー・サポート・センターの設置数（累計） | | |
| 【36】特別養護老人ホーム等の定員 (特別養護老人ホーム) ※()は福島県総合計画策定期の値 (介護老人保健施設) | | |
| 【37】男女共生センターにおける介護実習・普及事業の参加者累計（年度） | | |

[県民から寄せられた意見]

○今は少子化が進んでいるが、わが家でもあと1人子どもが欲しいと思っている。しかし、託児施設等が充実しておらず、共働きのためどうしようか迷っている。早期の環境改善を望んでいる。

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 (3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進

[目標]

職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりと女性の活躍による経済社会の活性化を目指します。

[現状と課題]

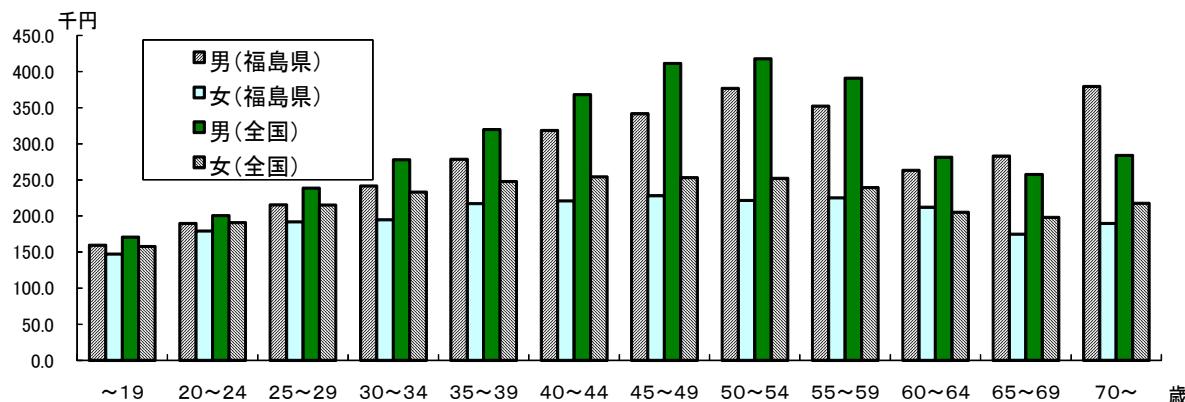
本県の女性の年齢階級別労働力率は、20代後半から30代後半までの出産育児期に仕事を離れ、その後再就職する傾向となっています。いわゆる「M字」カーブを描いており、女性においては出産、育児などで就業の継続が困難な状況が依然として存在し、また、再就職しても非正規雇用であることが多い現状です。

意識調査によると、女性が働き続けるために必要なこととして、「育児・介護のための休業制度、諸手当を充実すること」や「労働時間の短縮や休日の増加」など、働くための制度の充実、条件の柔軟性が求められています。

また、少子高齢化の進展と東日本大震災後の県外への人口流出により労働人口が減少する中、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することや女性をはじめとする多様な人材の活躍を促進することは、東日本大震災からの復興と社会の経済活性化にとって必要不可欠となっています。

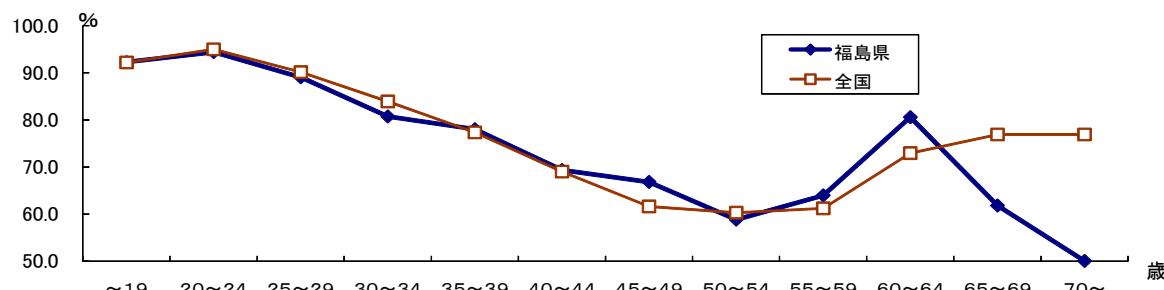
このため、募集、採用、教育訓練、昇進等の性差別や妊娠・出産による不利益等を禁じる男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理を行い、セクシャル・ハラスメントの防止やポジティブ・アクションの実施など、女性がその能力を十分に発揮できる環境づくりに向けた取組みを積極的に進め、男女がいきいきと働く職場の実現と子育て期などライフステージに応じて多様な働き方が選択できる就業環境の整備が必要です。

<男女別年齢階級別所定給与額（福島県）>



資料：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

<年齢階級別所定内給与額の男女比（福島県）>



備考 男性の給与を100とした場合の割合 資料：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

※セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えること。

[施策の方向]

- ・ 男女間の雇用における均等な機会及び待遇の確保に向けて取り組みます。
- ・ 性別に関係なく、適性に応じて能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。
- ・ 職場における実質的な男女平等を実現するため、企業におけるポジティブ・アクション*の実施を促進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|----------------|
| ①男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。 | 商工労働部 |
| ②男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。 | 商工労働部 |
| ③短時間正社員等働きやすい制度の普及に努めます。 | 商工労働部 |
| ④実質的な男女の均等を確保するため、女性の妊娠出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑤事業主等に対し、新規学卒者の受け入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。 | 商工労働部 |
| ⑥女性労働者の実態を含め、県内の労働条件に関する実態把握に努め、調査結果等の成果を事業や取組みに生かします。 | 商工労働部 |
| ⑦セクシュアル・ハラスメント*防止対策を推進します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑧ポジティブ・アクション*の普及に努め、企業における取組みの積極的な実施を促進します。 | 商工労働部 |
| ⑨パートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。 | 商工労働部 |

[県民・事業者に期待すること]

性別に関わりなく、適性に応じて、その能力と意欲を生かせるような職場環境づくりを労働者や雇用主が協力して整備していくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--|----------|--------------|
| 【38】男女の賃金格差（男性を100とした場合の女性の比率） 〈全年齢平均〉 | | |
| 【2】福島県次世代育成支援企業認証数(再掲) ※「子育て応援」中小企業認証数と「仕事と生活の調和」 推進企業認証数の合計 | | |
| 【39】ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合 | | |
| 【40】パートタイム労働者と通常の労働者との均衡待遇に向けた 環境の整備を進める企業の割合（正社員と同じ仕事を行わ せているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等 の面で均等待遇を行っている事業所の割合） | | |

[県民から寄せられた意見]

○女性が安心して、長期間のキャリア形成ができる社会になることを望んでいる。

※ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

[目標]

男女共同参画社会の形成は、男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域活動へ積極的に参画することが必要であり、そのための普及啓発と支援に取り組みます。

[現状と課題]

男女共同参画社会は、男女が互いに尊重し、責任を分担しながら支え合っていくものですが、男性の多くは男女共同参画について「女性だけの問題」と認識しがちであり、男性にとっても重要なことが、十分理解されていない状況です。

家庭生活では、男女がともに家事や育児、介護を家族の一員として担っていくことが求められます、現状は固定的な性別役割分担意識にとらわれ、女性がその役割の多くを負担しています。

総務省の社会生活基本調査によれば、男性の家事・育児・介護等の時間は女性と比べ非常に短くなっています、共働き世帯においても、女性に家事・育児負担が大きく偏っています。県内でも同様の傾向が、意識調査により明らかになっています。

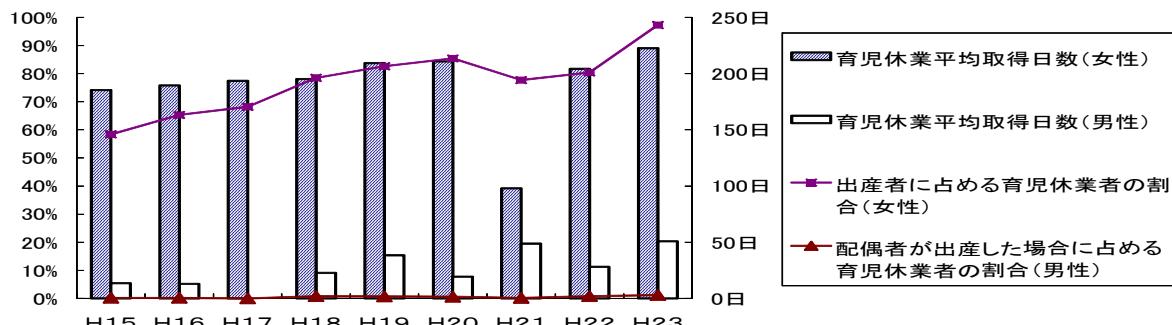
また、労働条件等実態調査（平成23年福島県）による育児休業取得率は、女性が97.3%に対し男性は1.2%に止まっています。介護休業の取得者も、女性の方が多くなっています。

男性の労働時間は依然として長時間の傾向があり、育児期においては女性が働く時間を調整することで子育てを行っている実情があり、女性の社会参画への障害となるばかりでなく、男性にとっても家族とのコミュニケーション不足や子育てに十分にかかわれないなどの問題を生じさせています。

意識調査において、男性が考える男性の望ましい生き方として「仕事に専念あるいは優先」と答えた人が56.9%を占めていますが、一方で「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」「家庭生活又は地域活動に専念あるいは優先」も40.7%を占め、仕事と家庭の両立が課題となっています。

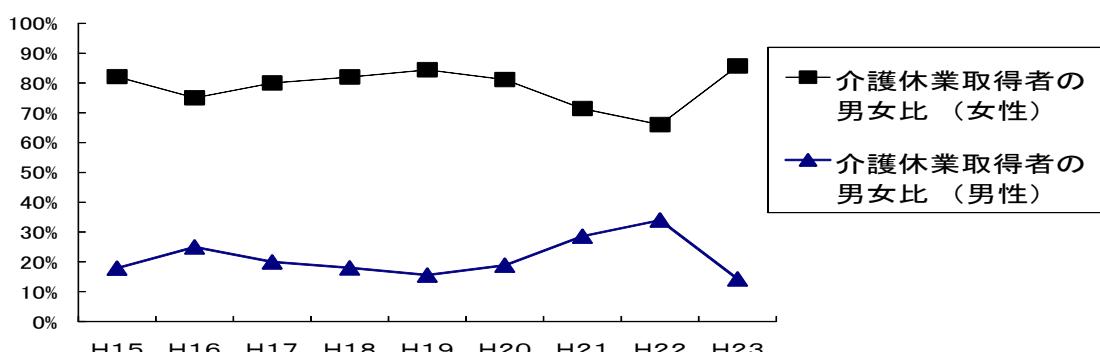
このようなことから、男性が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を深めるとともに、長時間労働など自らの働き方を見直し、積極的に家庭生活や地域活動への参画を進める必要があります

<男性の育児休業の取得状況>



資料：労働条件等実態調査報告書（福島県）

<男性の介護休業の取得状況>



資料：労働条件等実態調査報告書（福島県）

[施策の方向]

- ・ 女性が社会進出するためには、男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方と家庭生活への積極的参画が必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及など男性の働き方を見直し、家庭や地域に男女がバランス良く参画できる環境を整備します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|-------|
| ①男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域 ・家庭等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年層へ普及啓発を進めます。 | 生活環境部 |
| ②男性が家事、育児及び介護などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。 | 生活環境部 |
| ③男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備を促進します。 | 商工労働部 |
| ④仕事と生活のバランスについて両立を含めた多様な働き方を可能にするような先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。（I(1)）（III(1)） | 商工労働部 |

[県民に期待すること]

男性において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実践するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭や地域活動等へ積極的に参画していくことが望されます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|-----------------------------------|----------|--------------|
| 【23】育児休業取得率（事業所規模 30 人以上）（男性）（再掲） | | |

[県民意識調査]

| 項目 | H 11 年 | H 16 年 | H 21 年 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 男性の家事の負担割合 | | | |
| (全部) | 2.6% | 3.5% | 7.2% |
| (大部分) | 4.8% | 4.2% | 4.7% |
| (半分ぐらい) | 11.3% | 18.4% | 16.4% |
| (一部している) | 61.8% | 60.5% | 59.3% |
| (まったくしていない) | 16.3% | 10.4% | 8.7% |

[県民から寄せられた意見]

- 共働きが多い現在では男性にも同様に家事に協力してもらいたいと思う。
- 日々仕事に追われる男性たちに対し、どんな有効な形での広報活動を展開できるのか、しっかり考えてほしい。

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

[目標]

高い意識のもとに行動し、責任を担うことのできる女性人材を育成し、あらゆる分野の男女共同参画の拡大を目指します。

[現状と課題]

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について女性の参画が進まない要因として、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。

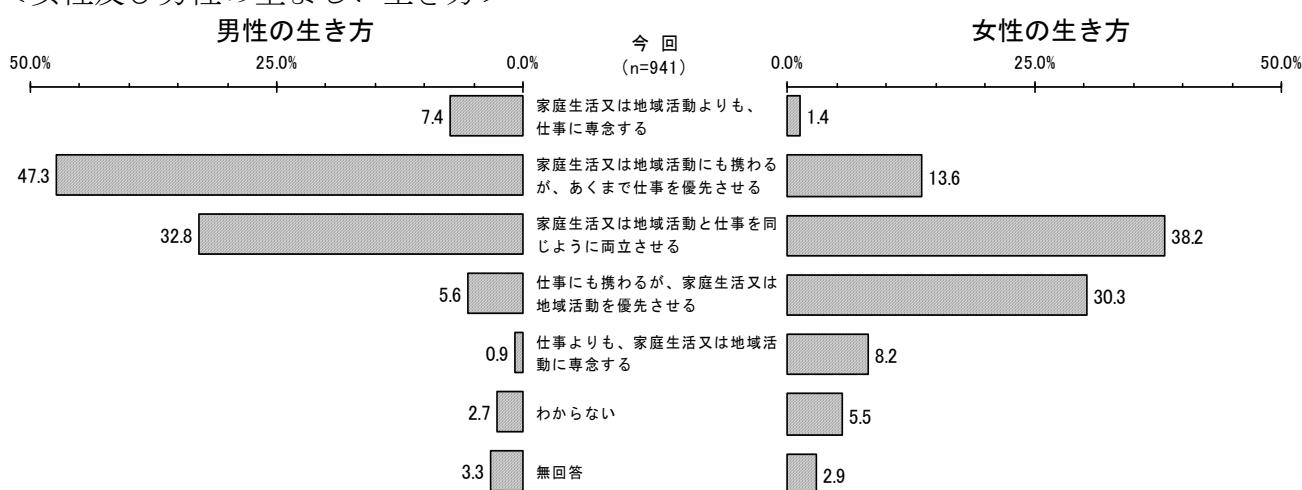
意識調査によると、「仕事に専念あるいは優先させる」生き方は女性よりも男性に望まれている一方で、「家庭生活又は地域生活に専念あるいは優先させる」、「両立させる」生き方は男性よりも女性に望まれており、性別によって望ましい生き方が異なる結果となっています。

同じ調査で社会活動・地域活動の参加状況を見ると、多くの分野で男性に比べ女性の参加が少なく、参加している社会活動・地域活動がないと答えた女性の割合は4割近くに上ります。

このように、固定的な性別役割分担意識や慣行などが、男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなこととあいまって様々な意思決定の場への女性の参画を遅らせる要因となっています。

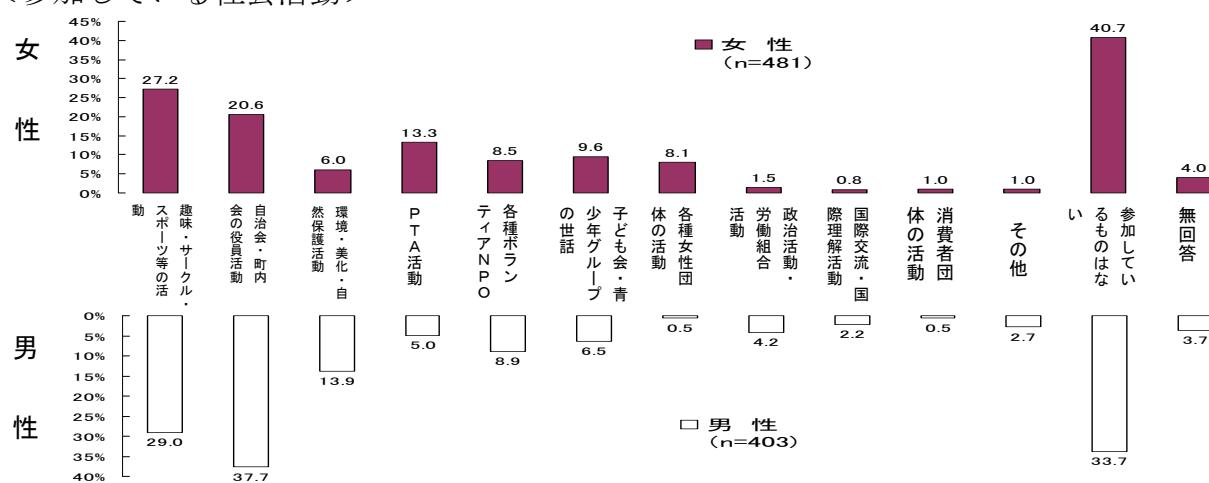
このため、女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対し能力開発の支援や情報の提供等を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが求められています。

<女性及び男性の望ましい生き方>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

<参加している社会活動>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図り、人材育成を推進します。
- ・ 女性があらゆる分野で活躍できるよう、機会の確保や情報提供等に努め、参画しやすい環境づくりなどの支援策を推進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-----------------------|
| ①男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。 | 生活環境部 |
| ②社会の様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援するとともに、活躍している女性等によるネットワークの構築を支援します。 | 生活環境部 農林水産部 教育庁 |
| ③地域における男女共同参画の学び・実践の広がりに寄与する人材の育成に努めます。 | 生活環境部 教育庁 |
| ④男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。 | 生活環境部 |
| ⑤理工系分野や保健分野等男女の進出に差がある分野の関心を喚起するため広く情報提供に努めます。 | 生活環境部 教育庁 |

[市町村に期待すること]

地域のさまざまな分野に参画できる女性人材の育成について、積極的な取組みが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【18】男女共同参画海外研修コース派遣者数<累計(年度)> (再掲) | | |
| 【41】男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数<累計(年度)> | | |
| 【42】男女共同参画人材リスト利用件数(閲覧含む) <累計(年度)> | | |

[県民から寄せられた意見]

- エンパワーメントの機会について、働いている人の学習する機会を、「働くこと」に配慮して保障して欲しいと思う。学習する機会に参加することが、働くことの支障にならないようにしてほしい。

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(2) 女性の労働に対する適正な評価と支援

[目標]

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性が、労働に見合った正当な評価を受けられるよう、啓発を進めます。また、子育て支援の充実や利活用しやすい起業・事業運営に関する支援に取り組み、働く女性を支えることができる環境づくりを目指します。

[現状と課題]

県内の農業就業人口に占める女性の割合は、全体の過半数を超え、県の基幹産業である農業における生産や経営の担い手として重要な役割を果たしています。

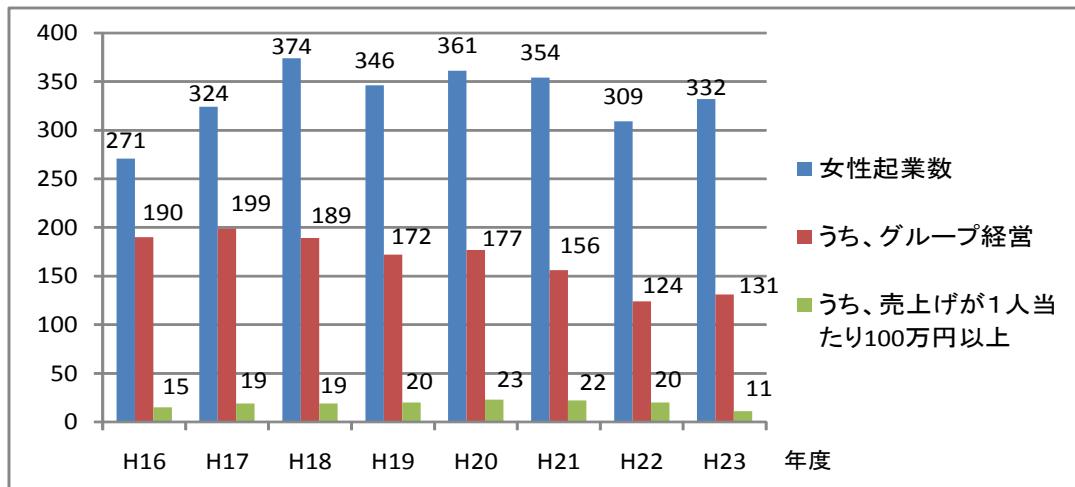
また、県内の民営事業所における男女別の従業者数について、従業者数の総数において男性が 55.9%、女性が 44.1% であるのに対し、個人経営における従業者数は男性が 45.6%、女性が 54.4% と逆転しており、いわゆる自営業においても女性が重要な担い手になっていることがうかがえます。(平成 21 年経済センサス基礎調査)

しかしながら、家族で経営する農林水産業や商工業等の自営業は時間的にも、空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすいことから、家族間において女性が日ごろ果たしている役割を適正に評価することが重要です。適正な評価は同じ職場で働く女性を含めた家族間により良いパートナーシップを創りだし、日々の人間関係を円滑にすることから、仕事や生活に好影響を与えるものと考えます。

また、自営業者であって、特に子育て期にある女性が、経営者として事業を営んでいくことと、家事労働を含めた生活で担う役割の両立を図っていくことは難しいのが現状で、配偶者や周囲の人々の理解やサポートが必要であり、また保育事業の拡充など子育て支援環境の整備が求められています。

また、不況下にあっても女性の消費者としての動向は注目されており、同じ目線を持つ女性の起業は新たな就業形態の一つとして期待されていることから、創業資金の融資、相談、起業家セミナーの開催においては、男女が共に利活用しやすい起業や事業運営に必要な支援を推進することが重要です。

<農村女性起業数の推移>



資料：福島県農業担い手課調べ

[施策の方向]

- 農林水産業や商工業等の自営業において女性の労働を適正に評価する意識を醸成し、経済的自立の促進や労働環境の整備を推進します。
- 農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性に対する支援を行います。
- 「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の推進を図ります。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-------------------------|
| ①女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日頃から果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(IV 1 (3)) | 商工労働部 農林水産部 |
| ②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進します。 | 農林水産部 |
| ③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農業者に対する支援を行います。 | 農林水産部 |
| ④女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。(IV 1 (3)) | 農林水産部 |
| ⑤法人化等の支援により、農業経営基盤の強化を図ります。 | 農林水産部 |
| ⑥就職、再就職及び起業に役立つ知識や技能（資格）等を習得できる機会を提供し、女性の参画・進出を応援します。 | 生活環境部 商工労働部 農林水産部 |
| ⑦起業希望者に対し助成や融資に関する支援制度を周知し、男女がともに利活用しやすいセミナーや相談等の実施に努めます。 | 商工労働部 農林水産部 |
| ⑧保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。(III (2)) | 総務部 保健福祉部 教育庁 |

[県民・事業者に期待すること]

家族経営や自営業者に従事する女性がその働きを正当に評価される環境を作っていくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【43】家族経営協定締結数 | | |
| 【44】農林水産関係における女性起業グループ経営体数のうち売り上げ1人当たり100万円以上のグループ数 | | |
| 【31】一時預かり実施施設数（再掲） | | |

[県民から寄せられた意見]

○農業分野を含む周囲の男性の理解を深め、男女共同参画の推進を図りたい。

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上 (3) 女性の経済的自立の促進

[目標]

女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立の促進を目指します。

[現状と課題]

意識調査によると、不動産等自分名義の資産を保有している女性は「家」20.4%（男性60.8%）、「土地」19.1%（男性51.4%）と男性に比べ少なく、家、土地、預貯金等いずれの資産も持たない女性は43.2%（男性24.6%）に上ります。

この背景として、夫婦の財産形成や相続の際に、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれ、正当な権利を主張しにくい状況があることなどが考えられます。

また、女性は、出産等を機会に就業を中断する場合も少なくありませんが、育児期に再就職をする場合や家事労働の多くを担いながら就業する場合には、時間的、物理的な制約から、パートタイム労働など低賃金の非正規雇用が多くなり、男女の賃金格差を大きくしています。実際に、雇用者の賃金について見ると、女性の賃金は男性の70.6%（平成23年賃金構造基本統計調査 厚生労働省）に止まっています。

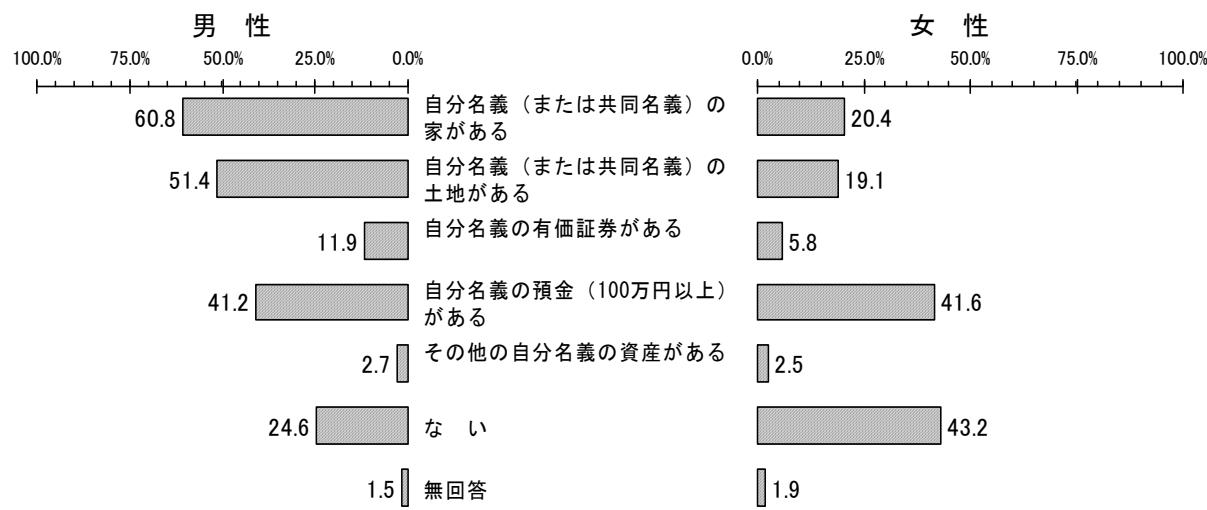
また、母子世帯の経済状況は深刻であり、その平均年収は全世帯の平均年収の4割にも満たない状況です。（平成18年度全国母子世帯等調査 厚生労働省）併せて、女性の単身高齢者においても、年収120万円未満の世帯が23.7%となり、同様の状況の男性と比較して高い割合であり、経済困窮などの問題を抱えやすくなっています。（平成23年度男女共同参画白書 内閣府）

このように、女性が資産形成をしにくい社会状況は、女性の立場を補助的なものとする考え方や慣行と相互に関連しています。

経済力の獲得は、男女の平等な関係形成の基盤として重要ですが、先の意識調査では、男女とともに仕事や家庭、地域活動等に参画していくために必要なこととして「女性が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身に付けること」を挙げた人は2割に満たず、経済的自立の必要性についての認識は十分ではありません。

こうしたことから、女性の経済的自立は社会のあらゆる場に参画し能力を発揮していくうえでの基礎であることの啓発を進め、経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

<自分名義（または共同名義）の資産>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・ 女性が経済的に自立することの重要性について広く意識啓発を行います。
- ・ 女性労働者が意欲や能力を生かして就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法等の趣旨を踏まえた取組みの推進を企業等に対し幅広く働きかけます。
- ・ 自営業、家族従業等において女性が果たしている労働の正当な評価等により、個の確立及び職業人としての自立を支援します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|----------------|
| ①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。 | 生活環境部 |
| ②学校において、男子向き女子向きといった考え方にはとらわれず、専攻分野や職業について広く情報を提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が主体的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅱ 1 (2)) | 生活環境部 教育庁 |
| ③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑤女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(IV 1 (2)) | 商工労働部 農林水産部 |
| ⑥農家における家族経営協定の締結を推進し、労働報酬や収益配分を定めるなど協定内容の充実を図り、女性が農業を支える重要な担い手であるとの地位の確立を推進します。 | 農林水産部 |
| ⑦女性農業者が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援します。 (IV 1 (2)) | 農林水産部 |

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【38】男女の賃金格差（男性を100とした場合の女性の比率） 〈全年齢平均〉（再掲） | | |
| 【43】家族経営協定締結数（再掲） | | |

[県民意識調査]

| 項目 | H 11 年 | H 16 年 | H 21 年 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 自分名義の資産保有状況 | | | |
| <女性> (家) | 16.8% | 18.6% | 20.4% |
| (土地) | 16.1% | 17.6% | 19.1% |
| (預金) | 43.5% | 50.3% | 41.6% |
| <男性> (家) | 62.5% | 60.5% | 60.8% |
| (土地) | 55.3% | 49.4% | 51.4% |
| (預金) | 53.4% | 48.9% | 41.2% |

[県民から寄せられた意見]

- 共同参画・配偶者（男性）からの暴力等対策は色々あると思うが、女性の経済的地位を高めることが非常に大切だと思う（学力・知力も含め）。
- 男性よりも平均寿命の長いのが女性であり、老後の経済的自立はとくに重要である。

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

(1) 公的分野における女性の参画の促進

[目標]

施策や方針を決定する場で、男女の意見がバランス良く反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画を目指します。

[現状と課題]

政治、経済、社会、文化など社会のあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが男女共同参画社会を実現するためには必要であり、特に公的機関においては、そこに暮らす男女の生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に求められています。

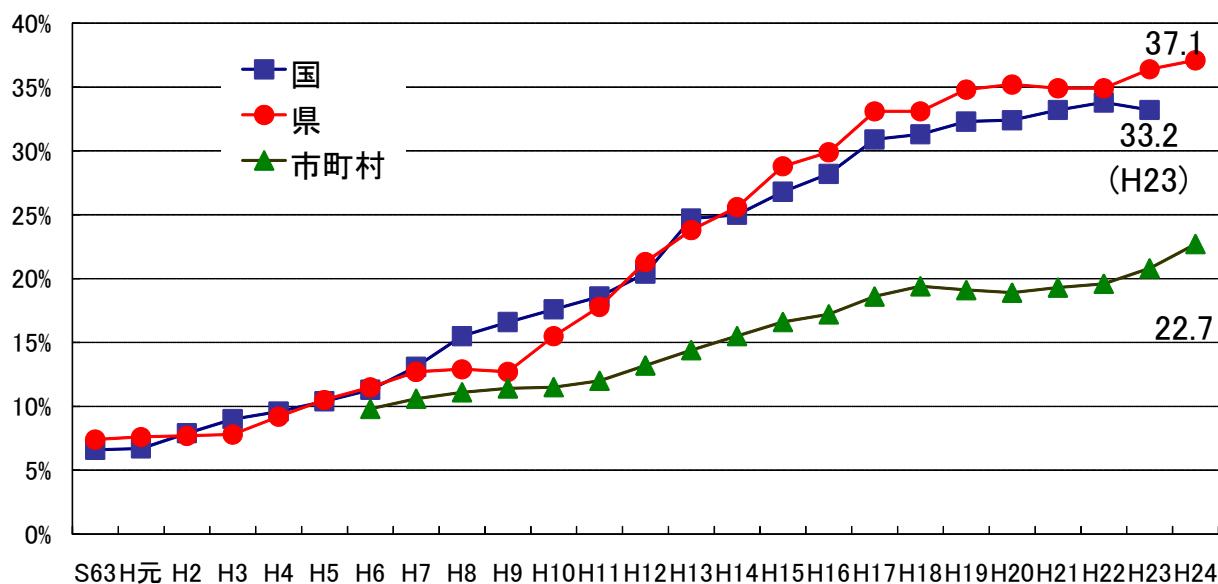
意識調査でも、「女性の増加を望む役職」は「国会議員、都道府県議員、市（区）町村議議員」「都道府県、市（区）町村の首長」「国家公務員、地方公務員の管理職」などの公的分野において女性の参加が望まれています。

県内の状況を見ると、地方議会議員に占める女性の割合は、県議会、市町村議会合わせて6.9%と、全国平均11.3%に比べ低い水準です（平成23年12月現在 総務省調べ）。

また、県の審議会等における男女比率は、女性委員の割合が平成15年の28.8%から平成24年には37.1%と8.3ポイント伸びています。施策・方針の影響を受ける半数は女性であることを考慮すると更なる女性の参画が求められます。

また、女性公務員の職域拡大や能力活用、管理職への積極的登用に向け、県における「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づく取組みなど、「男女共同参画推進条例」に定めるポジティブ・アクションを含む具体的な取組みを一層進め必要があります。

<審議会等における女性委員の比率>



備考：平成24年の市町村の数値は、東日本大震災の影響により4市町村が含まれていない。

資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府） 福島県青少年・男女共生課調べ

[施策の方向]

- 幅広い職務経験の付与や管理職への登用など、県自ら率先して職員の男女共同参画を推進します。
- 施策や方針の決定過程における男女共同参画のための取組みを一層進めるとともに、審議会等への女性委員の登用を促進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|--------------------|
| ①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。 | 全庁 |
| ②男女共同参画人材リストについて、様々な分野で活躍する女性の情報収集に努めるとともに、活用を図ります。 | 生活環境部 |
| ③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。 | 総務部 教育庁 警察本部 |
| ④各職場において、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加の機会を通じ、女性職員の能力向上とキャリア形成に努めます。 | 全庁 |
| ⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組みを推進します。 | 総務部 教育庁 警察本部 |
| ⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。(II 1 (2)) | 教育庁 |
| ⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。 | 生活環境部 |

[市町村に期待すること]

市町村の審議会等における女性登用の拡大が望まれます。

意欲や適性に応じた女性職員の職域拡大・能力活用・管理職への積極的登用が望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|-------------------------------|----------|--------------|
| 【45】県の審議会等における <u>委員の男女比率</u> | (女性委員) | |
| 【46】市町村の審議会等における女性委員の割合 | | |
| 【47】県の女性管理職の割合（知事部局） | | |
| 【48】市町村の女性管理職の割合 | | |
| 【49】県議会における女性議員の割合 | | |
| 【50】市町村議会における女性議員の割合 | | |

[県民から寄せられた意見]

○各種の協議会や推進会議などを見ると同じような顔を揃えている傾向があり、幅広い意見や要望が反映されているとは思えない。男女共同参画の意味からも人選等についてもっと幅広い考え方でやってもらいたい。

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

[目 標]

企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティにおいて、方針の決定過程に男女が等しく参画できるよう、女性の参画拡大を目指します。

[現状と課題]

労働条件等実態調査(平成23年 福島県)によると、従業員30人以上の民間事業所における常用雇用者の内、女性就業者の割合は39.2%ですが、部長職に占める女性の割合は9.1%、課長職13.0%と低い状況です。

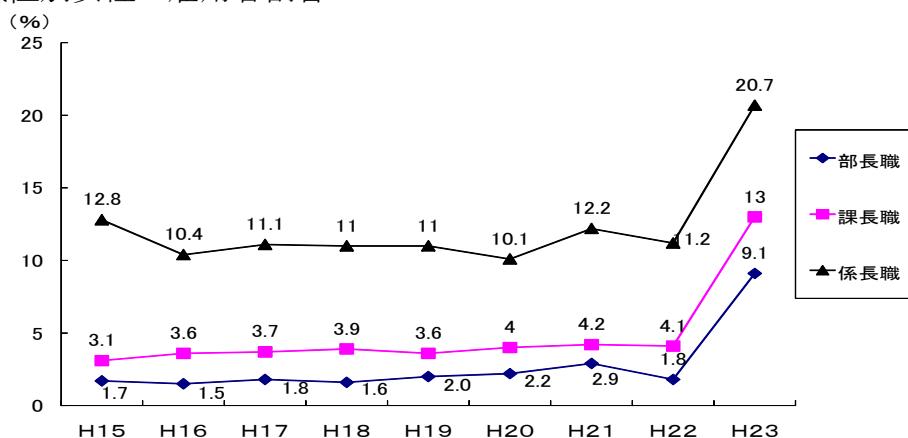
また、福島県内の農業就業人口に占める女性の割合は51.9%（2010年世界農林業センサス農林業経営体調査 平成24年福島県）と半数を超えていているにもかかわらず、農業協同組合の正組合員数に占める女性割合は低く、生産・経営の方針決定が男性中心に行われています。

同様に、PTA・町内会・労働組合等の活動においても、女性の参加が多いにもかかわらず、方針を決める会長などの代表は男性が務める場合が多く、PTAや町内会等の代表における女性の割合が低い状況が続いています。

意識調査によると、女性の参画の増加は、公的分野に次いで「企業の管理職」も多く望まれていることから、企業においては、ポジティブ・アクションなどを奨励する男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女性の能力発揮のため積極的に取り組む必要があります。

また、地域社会や各種団体等の活動は、まちづくりや教育など生活と密接に関連することから、男女共同参画推進条例の趣旨に沿って、性別にとらわれない役員選任等により、方針決定に男女ともに関わっていくことが必要です。

<職位別女性の雇用者割合>



資料：労働条件等実態調査報告書（福島県）

[施策の方向]

- ・企業、団体、地域等における女性の参画の拡大のため、女性の視点の活用や能力発揮、積極的な登用について企業や各種団体等における取組みを促進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|--|----------------|
| ①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組みを促進します。 | 全庁 |
| ②企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などに繋がり、利点の多い取組みであることを啓発します。 | 生活環境部 商工労働部 |
| ③入札制度において、子育て支援や仕事と生活の調和に関する取組みを行っている企業の評価を加算するなど、企業の取組みを促進します。 | 総務部 商工労働部 |
| ④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。 | 商工労働部 |
| ⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。 | 生活環境部 |
| ⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の参画拡大や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。 | 農林水産部 |

[県民・事業者に期待すること]

企業・団体・地域等の活動に、女性が率先して参画していくことが望されます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【51】 民営事業所の管理職における女性の割合 (係長相当職以上の女性比率) | | |
| 【52】 PTA 会長における女性の割合 | | |
| 【3】 町内会等の代表における女性の割合 (再掲) | | |
| 【53】 農業協同組合における女性の正組合員数の割合 | | |
| 【54】 女性委員が複数人いる農業委員会の割合 | | |

[県民から寄せられた意見]

- 組織の女性の管理職、トップ（長）の登用をもっと進める努力が必要だと思う。
- PTAでは女性が主な活動を担っているのに「長」ということになると男性の出番みたいな雰囲気になり、固定的な役割分担意識は未だ根強いと思う。

基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

[目標]

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境づくりを目指します。

[現状と課題]

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下DVと略）、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、多くが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女のおかれている状況等に根ざした構造的問題です。

意識調査によると、夫など親しい男性から身体的な暴力を受けたことが「何度もあった」と答えた女性は4.6%、「1, 2度あった」（16.0%）を含めると20.6%が経験があるとしています。

また、この意識調査によると、身体的暴力を夫婦間の暴力と認識する人の割合に比べ、「なぐるふりをして、おどす。」、「『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『かいじょうなし』と言う。」といった精神的に甚大な被害を被る行為を夫婦間の暴力と認識する人の割合が低くなっています。

国は「配偶者暴力防止法」を平成13年4月に制定し、配偶者等からの暴力は犯罪行為であり、暴力の防止と被害者保護の責務が地方公共団体にあることを明らかにしています。その後、平成20年までに、「電話等を禁止する保護命令」を設けるなどの実効性を確保するための法律改正がなされています。

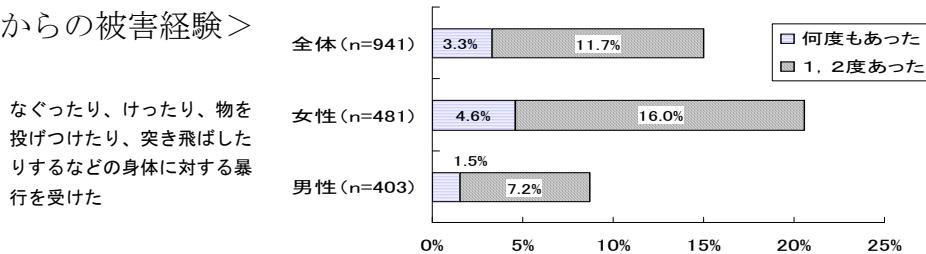
県においては、平成14年度から、8か所に配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）を設置、平成16年4月には、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える女性の相談、保護、自立支援など女性の保護行政を行う中核施設として、「女性のための相談支援センター」を整備しました。

このように、男女間の暴力根絶についての取組みが進む一方、依然として女性に対する暴力は数多く見られ、また潜在化していることが推測されます。

さらに、東日本大震災及びその後の原子力災害以降、避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性に対する暴力が深刻になってきていることが懸念されています。

暴力の存在は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会の形成に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進、暴力に対する厳正な対応の強化、防犯対策の強化や地域安全活動の推進などの環境整備に努める必要があります。

<配偶者からの被害経験>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- DV、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、多くが犯罪となる行為を含むものであり、その根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。
- 性犯罪、児童買春等の性的被害及びDV、ストーカー行為等の被害防止に向け、暴力に対する厳正な対応や防犯対策の強化、さらには地域安全活動の推進などの環境整備に努めます。

[具体的な施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|----------------|
| ①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。 | 生活環境部 保健福祉部 |

| | | |
|--|--|------------------------|
| | | 警察本部 |
| ②学校教育において児童生徒の発達段階に応じて、生命尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行い、児童生徒が将来の暴力に関する被害者、加害者にならないように認識を深める取組みを進めます。 | | 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |
| ③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。 | | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ④リーガルリテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。 | | 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |
| ⑤男女間における暴力について定期的に実態を把握し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に的確に反映させます。 | | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ⑥性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。 | | 警察本部 |
| ⑦職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みを促進します。 | | 生活環境部 商工労働部 |
| ⑧児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭内の暴力防止について、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。 | | 保健福祉部 |

[県民に期待すること]

女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、社会問題であることに気づき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場で女性に対する人権侵害を許さない環境を作っていくことが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--|----------|--------------|
| 【55】企業内のセクシュアル・ハラスメント相談員の設置率（常用労働者30人以上の事業者についての有効回答を集計） | | |

[県民意識調査]

| 項目 | H 11年 | H 16年 | H 21年 |
|--|-------|--|---|
| 「夫婦間暴力を暴力と認識する人」の割合 (平手で打つ) (なぐるふりをして、おどす) (いやがっているのに性的な行為を強要する) (何を言っても長時間無視し続ける) (「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいじょうなし」という) | — | 70.0% 51.6% 59.1% 37.5% 47.2 % | 71.6% 52.3% 64.6% 39.2% 50.3% |
| 「身近で配偶者から暴力を受けている人」の割合 | — | 20.8% | 20.2% |
| 「配偶者等からの暴力についてどこ（誰）にも相談しなかった人」の女性の割合 | — | 36.4% | 46.9% |

[県民から寄せられた意見]

○暴力には、肉体的な暴力だけでなく、言葉の暴力もあると思う。人をキズつけるのには、言葉も大きな武器になる。

基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

[目標]

DV被害や性被害を受けた女性が安心して相談でき、安全に保護され、自立に向けた支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、被害の潜在化や再発を防止するためにDVや性被害に対する誤解や偏見を払拭し社会の認識を深めるとともに、社会全体による支援体制の構築を目指します。

[現状と課題]

意識調査によると、配偶者等から被害を受けた女性のうち公的機関や民間機関に相談した女性は19.9%にすぎず、誰にも相談しなかった女性は46.9%に上っております。

また、内閣府の調査によると異性から無理矢理性交された女性の被害相談については、どこにも相談しなかった女性は67.9%であり、警察に連絡・相談した女性は3.7%と極めて少なくなっています。本県においても、平成23年に県内の産婦人科医師を対象に実施したアンケート調査結果では、警察の強姦認知件数を上回る性被害者が産婦人科医の診察を受けている実態が明らかになるなど、問題が潜在化していることがうかがえます。

誰にも相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った」が64.6%と最も多く、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」(28.1%)、「自分にも悪いところがあると思った」(28.1%)などが続いています。

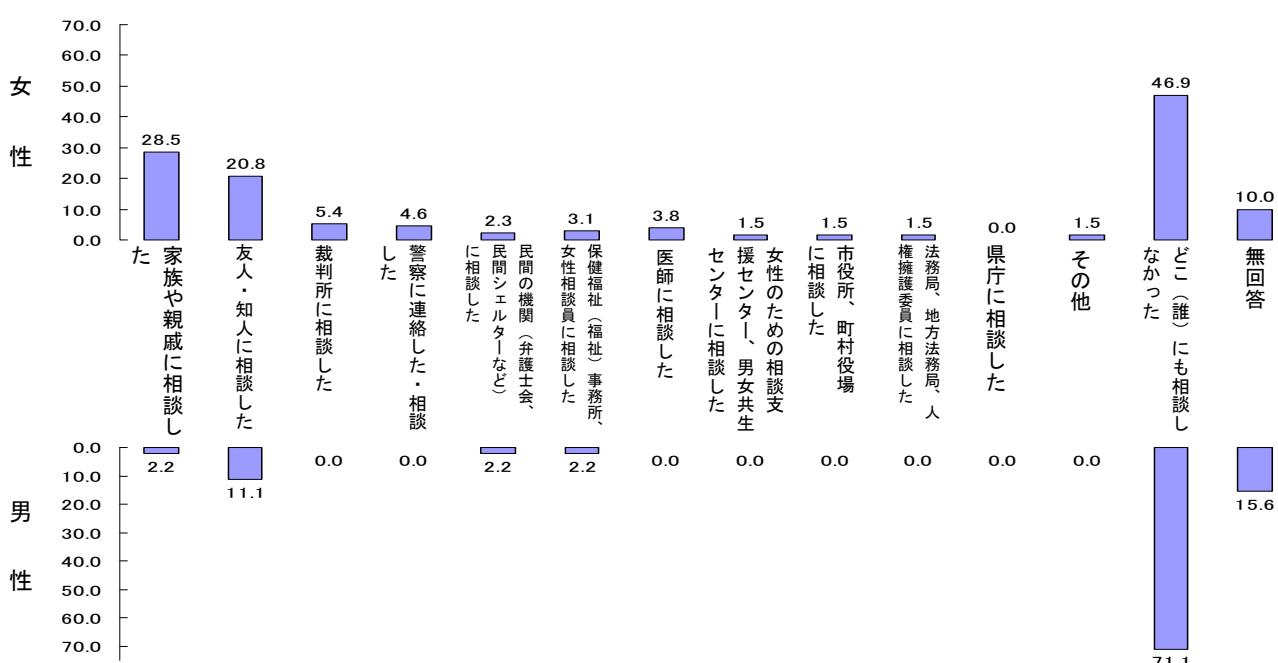
「配偶者暴力防止法」では、被害者の安全確保のための保護命令制度の創設や配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の設置、被害者の自立支援とともに、市町村において自らが設置する適切な施設において支援センターの機能を果たすよう努めるものとしています。

県では、より相談しやすい体制を整備するほか、緊急避難への支援や緊急保護の実施、公営住宅への優先入居、カウンセリング制度や緊急避妊、性感染症検査経費の公費負担制度等、被害者の自立に向けた対応や被害者の精神的被害及び経済的負担を軽減するための対応に取り組んでいますが、相談内容が複雑化する一方、自立に向けた支援を受けても加害者の元に戻るケースや加害者から厳しい追及を受けるケースがあるなど被害者支援は困難な面を有しています。

今後は、被害者支援に関する施策を一層充実し、被害の形態に応じた幅広い取組みを行うほか、市町村との広域的な連携による支援を行っていく必要があります。

また、行政の関係機関や民間団体が連携し、総合的な被害者支援システムの構築や社会の認識・理解不足の解消、加害者の再発防止策の検討を進める必要があります。

<配偶者等からの暴力についての相談経験>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

[施策の方向]

- ・「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（改訂版）」の着実な推進を図り、被害者支援と再発防止対策に取り組みます。
- ・相談件数が地域的に偏り、被害が潜在化しないように、相談窓口の周知について徹底します。
- ・被害者の立場にたった支援を実践するため、関係機関・団体が連携した総合的な支援システムを構築します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-------------------------------|
| ①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。 | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度や被害者の精神的被害・経済的負担を軽減するための制度を広く周知し、DV被害、性被害の潜在化を防ぎます。 | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ③県において相談体制の一層の充実を図り、また市町村担当職員も対象に相談員の質を高めるための研修や情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営に必要なノウハウ等を提供し、市町村における設置を積極的に働きかけます。 | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| ⑤女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ⑥被害者の精神的被害の軽減及び自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。 | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 |
| ⑦DVや性被害等の暴力被害を生まない社会づくりのため、暴力防止教育や知識の普及に関する啓発を実施します。 | 生活環境部 保健福祉部 警察本部 教育庁 |
| ⑧配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の設置などを促進するため、情報提供や連携強化を通じて市町村に対する支援を行います。 | 保健福祉部 |
| ⑨シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。 | 保健福祉部 |

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|------------------------------|----------|--------------|
| 【56】ドメスティック・バイオレンス相談受付件数 | | |
| 【57】配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）設置数 | | |

[県民から寄せられた意見]

- DVについてはもっとアピールして、窓口のPR等を行うとよいと思う。
- DVについては、被害者の保護はとても重要であると思う。だが、それ以上に、加害者がDVと気付いてないケースもあるから、DVについて、相談所の場所と共に広く周知していくべきだ。

基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進

[目標]

性と生殖に関する健康・権利の概念の浸透を図り、男女がともにパートナーを尊重する意識の醸成を目指します。

[現状と課題]

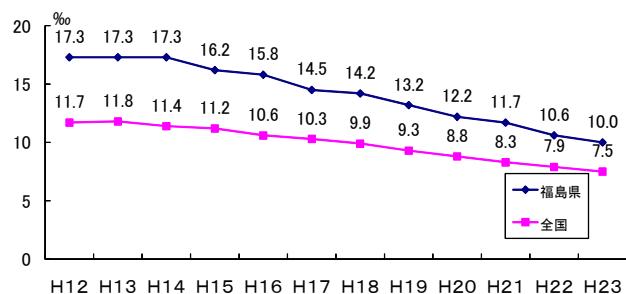
性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進む中、10代の望まない妊娠と中絶や性感染症への感染が問題となっています。また、本県の全年齢の人工妊娠中絶実施率は全国を上回る水準で推移し、特に20代の割合が高く全体を引き上げており、深刻な状況が続いています。

本県は、10代の人工妊娠中絶実施率が平成14年度をピークに、その後、減少に転じているものの依然として全国平均よりも高い水準にあります。また、性感染症については、増加が始まると10代後半（15歳～19歳）は、年齢構成において10%を超える状況が続いており、20代、30代前半に次いで多い状況です。こうした10代の状況が20代の人工妊娠中絶実施率の高さや性感染症への感染に繋がっているものと考えられます。これらの根本的な背景には、家庭や地域などにおける人間的な繋がりの希薄化により疎外感を強めた若い世代が、他人への連帯感を求め、そのような望まない結果を伴う性体験へ進んでしまう傾向もあることが指摘されています。また一部では「援助交際」など「性の商品化」の流れに同じく若い世代が巻き込まれている現状も見られます。

また、女性は結婚して子どもを産むのが当然という意識がまだ残っており、女性が自分の身体のことを自分で決める権利（子どもを産む、産まない、いつ何人産む等）について、それが女性の重要な人権であるという認識が依然として不足しています。

このため、学校、家庭、地域等が連携して、女性の重要な人権である性と生殖に関する健康・権利に関する情報を広く提供し、女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠・出産に関して自ら主体的に判断できるように、また、男性にとっても女性の妊娠・出産について考える機会となるように意識の醸成を図り、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性に関する教育を充実することが必要です。また、女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防など、妊娠・出産以外の健康を支援する視点を踏まえた取組みにより、女性の性と生殖に関する総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

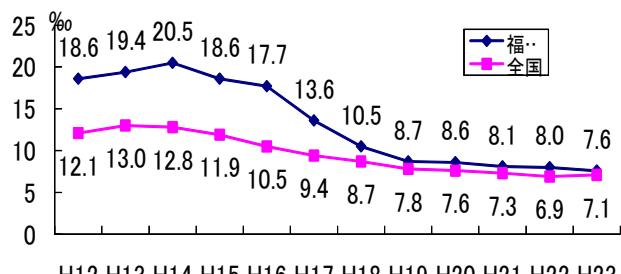
<人工妊娠中絶実施率の推移>



資料：H13までは「母体保護統計報告」、
H14からは「衛生行政報告例」 厚生労働省

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

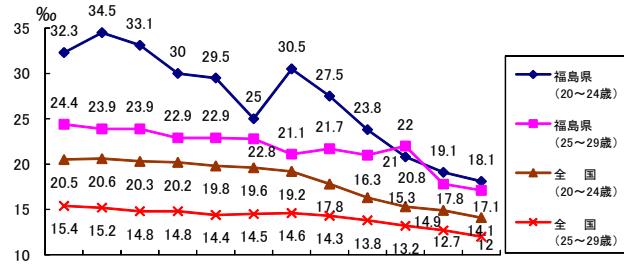
<10代*の人工妊娠中絶実施率の推移>



*10代の実施率は15～19歳の女子総人口千対の率

資料：H13までは「母体保護統計報告」、H14からは「衛生行政報告例」 厚生労働省

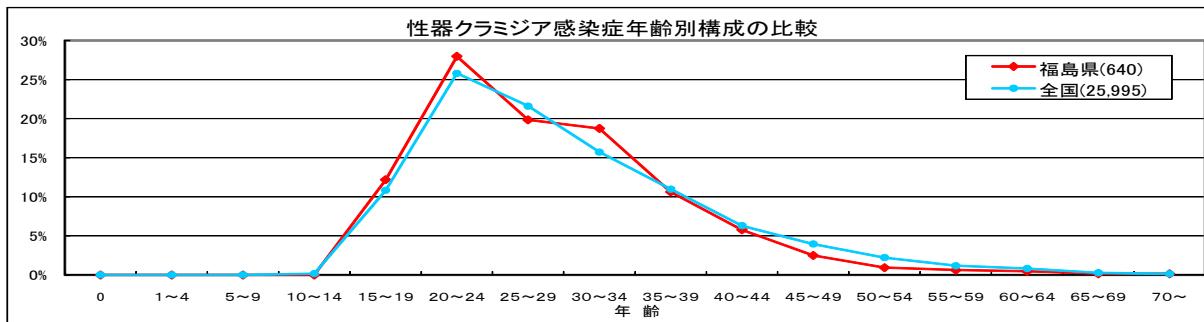
<20代*の人工妊娠中絶実施率の推移>



*20代の実施率は20～29歳の女子総人口千対の率

資料：H13までは「母体保護統計報告」、H14からは「衛生行政報告例」 厚生労働省

<性感染症の報告状況>



資料：福島県感染症発生動向調査（平成22年1月～12月）

[施策の方向]

- 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の概念の一層の浸透を図ります。
- 性情報の氾濫や性意識の変化、家庭環境の多様化といったことを踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症を予防します。
- 男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって人間教育としての性に関する教育を推進します。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-----------------------|
| ①思春期教育など、いのちやこころを大切にする性に関する指導についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。（Ⅱ1(2)） | 生活環境部 保健福祉部 教育庁 |
| ②福島県の性に関する教育の指導に基づき、発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。 | 教育庁 |
| ③関係機関と連携を図りながら、HIV／エイズや性感染症、望まない妊娠を予防するための知識の普及を推進します。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| ④思春期に特有な性に関する不安・悩みに関する相談体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ⑤不妊に悩む夫婦に対する、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等に関する相談体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ⑥妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。 | 生活環境部 保健福祉部 |

[市町村に期待すること]

思春期保健対策への積極的な取組みが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|--|----------|--------------|
| 【58】10代の人工妊娠中絶実施率 | | |
| 【59】性感染症（クラミジア）の定点あたり報告数（感染症発生動向調査（厚生労働省）） | | |
| 【60】不妊相談件数 | | — |

[県民から寄せられた意見]

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ増進について、正しい知識を授け、自分を守ることができるように取組みを進めて欲しい。

基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

2 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

[目 標]

男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

[現状と課題]

意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととしては、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」の割合が49.6%と最も高く、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が39.9%、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が35.2%で続いており、この3項目は前回（平成16年）同様に高い割合になっています。

このため、思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに対応し、生涯を通じて、適切な健康の保持増進ができるような対策の推進を図る必要があります。

また同じ調査で、「女性専用外来の設置などに代表される、性差医療の充実」は27.2%が必要であると答えており、前回の21.5%から5.7ポイント増加しています。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することもあるなど、性差に応じた的確な医療の推進も必要です。平成20年には福島県立医科大学附属病院に女性に配慮した外来が開設され、「性差医療センター」として機能が充実・強化されています。

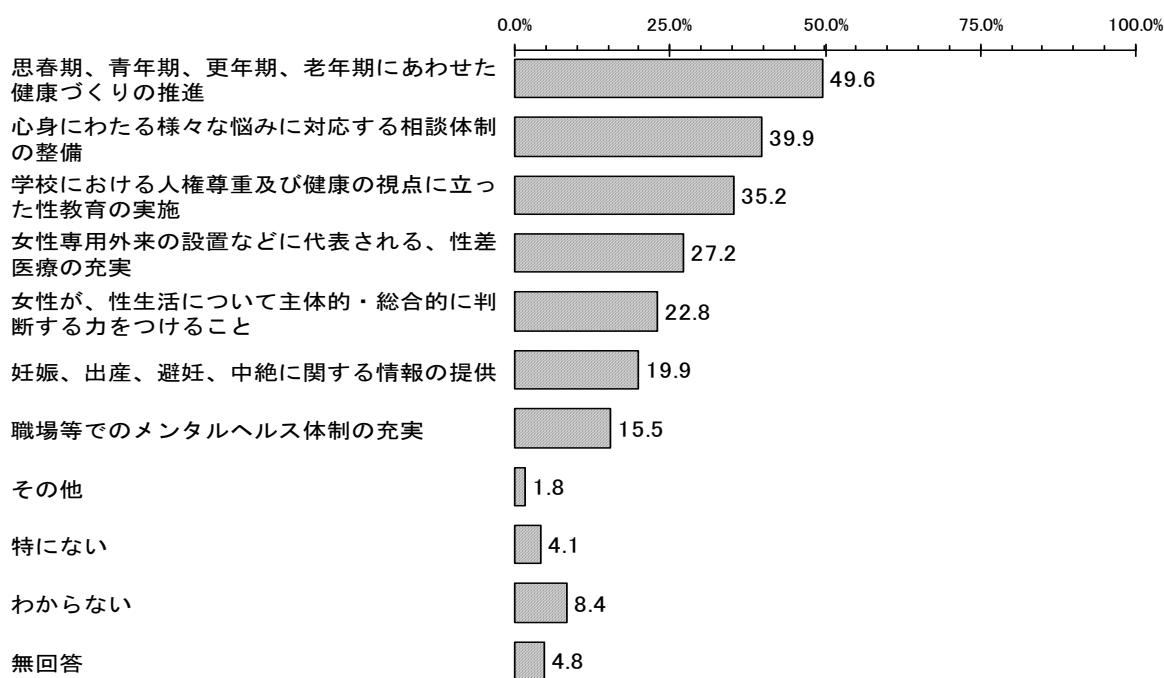
一方、県内の自殺が死因となる死亡数は男性が女性を大きく上回り、50代をピークとして、40～50代男性の自殺者数は全体の約3割に達しています。これらの原因には、厳しい経済社会情勢の中で経済的な困窮に直面したり、長時間労働などにより心の健康のバランスを崩す男性が多いものと考えられます。

また、健康をおびやかす問題として、県内においても、薬物の低価格化やファッショングループによる青少年の罪悪感の希薄化などの要因により、薬物乱用が中学生・高校生等へ広がっていくことが懸念されます。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなります。

さらに、避難生活の長期化に伴い、地域の分断や家族の離散の問題、生活の再建への不安や低線量被ばくによる身体への影響などから、県民の多くが心身の健康に不安を抱えています。こうした問題から県民の健康を守っていくためには、健康被害に関する教育や情報提供を推進し、正しい知識の普及・浸透に努める必要があります。

男女の健康を保持増進していくために、生涯を通じて男女が自己の健康管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立が必要です。

<男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切であること>



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

資

[施策の方向]

- ・ 男女がその健康状態及び思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制を確立します。
- ・ 男性に多い自殺、女性に必要な性差に配慮した医療など男女がそれぞれ持つ健康上の問題に的確に対応します。
- ・ 薬物乱用、喫煙、飲酒など健康をおびやかす問題についての啓発を図ります。
- ・ 原子力災害による放射線の健康影響について、検査体制や相談体制の整備を進め、将来にわたる男女の健康保持・増進を図ります。

[具体的施策]

| 施策の内容 | 担当部局 |
|---|-------|
| ①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながんの検診受診の重要性について啓発します。 | 保健福祉部 |
| ②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。 | 保健福祉部 |
| ③薬物乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙や飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。 | 保健福祉部 |
| ④女性特有の症状や痛みに女性医師が対応する、女性に配慮した外来の普及に努めます。 | 保健福祉部 |
| ⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。 | 保健福祉部 |
| ⑥原子力災害により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、正確な情報の提供に努めるとともに、将来にわたる男女の健康保持・増進を図るため、健康診査等の県民健康管理調査を行います。 | 保健福祉部 |
| ⑦内部被ばくについて、検査体制や相談窓口の整備を進めます。 | 保健福祉部 |

[市町村に期待すること]

女性特有のがんに係る検診の受診率向上に向けた取組みや男性に多い自殺を予防するための心の健康支援など、生涯を通じた男女の健康支援対策への積極的な取組みが望まれます。

[指標]

| 【No】項目 | H 24 現状値 | H 32 目標(期待)値 |
|---|----------|--------------|
| 【61】乳がん検診の受診率 | | |
| 【62】外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している学校の割合（公立中・高） | | |

[県民から寄せられた意見]

- 若い方の乳がん、子宮がんが心配。受診率は低いままである。
- 現在の自殺の原因には、リストラによる転職や解雇などによる経済的な困窮に直面している現実があり、従来の長時間労働に加えて、問題が広がりを見せている。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市町村、事業者、関係団体等との連携を図りながら、県民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」に盛り込まれた理念や考え方に基づき、県民の意見を幅広く入れながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

知事を本部長とする福島県男女共同参画推進本部が男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を行います。

(2) 男女共生センターの役割

男女共生センターを男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点として位置づけ、調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させます。

(3) 市町村との連携

本県の男女共同参画を促進するため、市町村における男女共同参画計画策定のための研修会や有識者等の人材に関する情報提供などの支援を行い、各種施策の推進に協力します。

(4) 事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、県内の各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3 進行管理

本計画の進行管理は、福島県男女共同参画推進本部において行います。

また、男女共同参画に関する各種データや本計画の進捗状況を取りまとめ、毎年公表します。

(用語集)

※エンパワーメント (empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

※シェルター

DV被害を受けた女性のための緊急避難所。

※ジェンダー(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差 (sex : セックス) に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。
「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

※ジェンダーに敏感な視点

社会的、文化的につくられた性差 (ジェンダー) を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。

※ジェンダーの視点

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していくこうとする視点。

※性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(reproductive health/rights)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

※セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えること。

※潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子どもたちに伝えていることなどを指す。

※「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

※ドメスティック・バイオレンス (DV : domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。
身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。

※フレックスタイム

規定の労働時間を守れば、出退社時間は従業員各自が自由に決められる勤務態勢。

※ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内にお

いて、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

※メディアリテラシー (media literacy)

ジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、必要な情報を活用し、自ら発信すること。

※ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

※リーガルリテラシー (legal literacy)

自らに保障された権利や、権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。

※N G O (non governmental organization)

非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。

※N P O (non profit organization)

行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利民間組織・団体をいう。

福島県生活環境部青少年・男女共生課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7188 FAX 024-521-7887

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/danjo>

Eメール

youth-danjo@pref.fukushima.lg.jp

